

# 日田市障がい福祉計画

(第7期計画：令和6年度～令和8年度)

# 日田市障がい児福祉計画

(第3期計画：令和6年度～令和8年度)

日田市

# 目 次

## 第1章 計画の基本的事項

### 第1節 計画の概要

- 1. 計画策定の背景及び趣旨 ..... 1
- 2. 日田市障がい者計画との関係 ..... 1
- 3. 障害福祉計画の期間 ..... 2
- 4. 計画策定の機関、実績の把握及び分析・評価と計画の見直し・変更 ..... 3

### 第2節 障がい者の状況

- 1. 身体障がい者の状況 ..... 4
- 2. 知的障がい者の状況 ..... 6
- 3. 精神障がい者の状況 ..... 7

## 第2章 サービスの種類ごとの必要な量の見込及びその見込量確保のための方策

### 第1節 指定障害福祉サービス事業の実施に関する事項

- 1. 訪問系サービス ..... 8
- 2. 日中活動系サービス ..... 10
- 3. 居住系サービス ..... 16
- 4. 相談支援 ..... 17
- 5. 障害児通所支援 ..... 19
- 6. 障害児相談支援 ..... 21

### 第2節 地域生活支援事業の実施に関する事項

- 1. 日田市地域自立支援協議会 ..... 22
- 2. 自発的活動支援事業 ..... 22
- 3. 相談支援事業 ..... 23
- 4. 成年後見制度利用支援事業 ..... 24
- 5. 成年後見制度法人後見支援事業 ..... 25
- 6. 意思疎通支援事業 ..... 25
- 7. 日常生活用具給付等事業 ..... 26
- 8. 手話奉仕員養成研修事業 ..... 26
- 9. 外出サポート事業（移動支援事業） ..... 27
- 10. 地域活動支援センター事業 ..... 27
- 11. 訪問入浴サービス事業 ..... 28
- 12. 障害児長期休暇生活サポート事業 ..... 28
- 13. 生活サポート事業 ..... 28
- 14. 日中一時支援事業 ..... 29
- 15. 福祉ホーム運営費助成事業 ..... 29

16. 社会参加促進事業	29
17. 巡回支援専門員整備事業	30
18. 安心生活支援事業	31
第3節 その他の事業の実施に関する事項	
1. 障がいを経験した理由とする差別の解消の取組	32
2. 障がい者虐待防止に関する取組の強化	32
3. 日田市障害者相談員設置事業	32
4. 障がい者優先調達推進の取組	32
5. 障害者雇用促進事業	33
6. 一般就労への取組	33
7. 住宅改造助成事業	33
8. 医療的ケア児支援事業	33

### 第3章 令和8年度の数値目標の設定

第1節 福祉施設入所者の地域生活への移行	
1. 施設入所者の地域生活への移行	34
2. 施設入所者数の削減	35
第2節 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	35
第3節 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	35
第4節 福祉施設から一般就労への移行等	
1. 福祉施設から一般就労への移行者数	36
2. 就労移行支援事業終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	37
3. 就労定着支援事業の利用者数	37
4. 就労定着支援事業の就労定着率7割以上の事業所の割合	38
第5節 障がい児支援の提供体制の整備等	
1. 児童発達支援センターの設置及び障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進	38
2. 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	39
3. 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	39
第6節 相談支援体制の充実・強化等	
1. 基幹相談支援センターの設置・強化	40
2. 協議会の体制確保	40
第7節 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	41

## 資料編

障がい福祉計画・障がい児福祉計画アンケート調査結果……………	4 3
第6期計画における指定障害福祉サービス実績（見込み）及び 第7期計画目標値（1か月あたり）一覧表……………	5 4
第6期計画における地域生活支援事業実績（見込み）及び 第7期計画目標値一覧表……………	5 6
用語解説……………	5 7
日田市障害福祉計画策定委員会設置要綱……………	6 2
日田市障害福祉計画策定委員会委員名簿……………	6 4
日田市障がい福祉計画及び日田市障がい児福祉計画策定の経過……………	6 5

～本計画における「障害」の「害」の字の表記について～

「害」の字は、否定的で負のイメージが強く、別の言葉で表現すべきとの意見を踏まえ、大分県では平成18年から「害」の字を「がい」とひらがな表記することとしています。このため、日田市の本計画においても、原則として「障がい」と表記しています。

ただし、法令や条例などで使われている用語や団体、施設、行事の名称などの固有名詞については、「障害」とそのまま漢字表記をしています。



# 第1章 計画の基本的事項

## 第1節 計画の概要

### 1. 計画策定の背景及び趣旨

この計画は、障がいのある人が自分らしく日常生活又は社会生活を営むことができるよう具体的なサービス見込量とサービス確保のための方策を定めるものです。

平成18年4月に「障害者自立支援法」が施行されたことに伴い、「日田市障害福祉計画（第1期）」を策定し、これまで6期18年に渡って必要なサービスを提供してきました。

このたび、第6期計画の期間満了に伴い、これまでの成果や課題の分析・評価を行い、また、障害者総合支援法第88条及び改正児童福祉法第33条の20に基づき、国の定める基本指針に即し、計画期間を令和6年度から令和8年度までとする第7期計画を策定しました。

この計画では、地域において必要な「障害福祉サービス」、「相談支援」、「地域生活支援事業」ならびに、「障害児通所支援等」の各種サービスが計画的に提供されるよう、令和8年度における障害福祉サービス等に関する数値目標の設定及び各年度のサービス需要を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進のための取組を定めるものです。

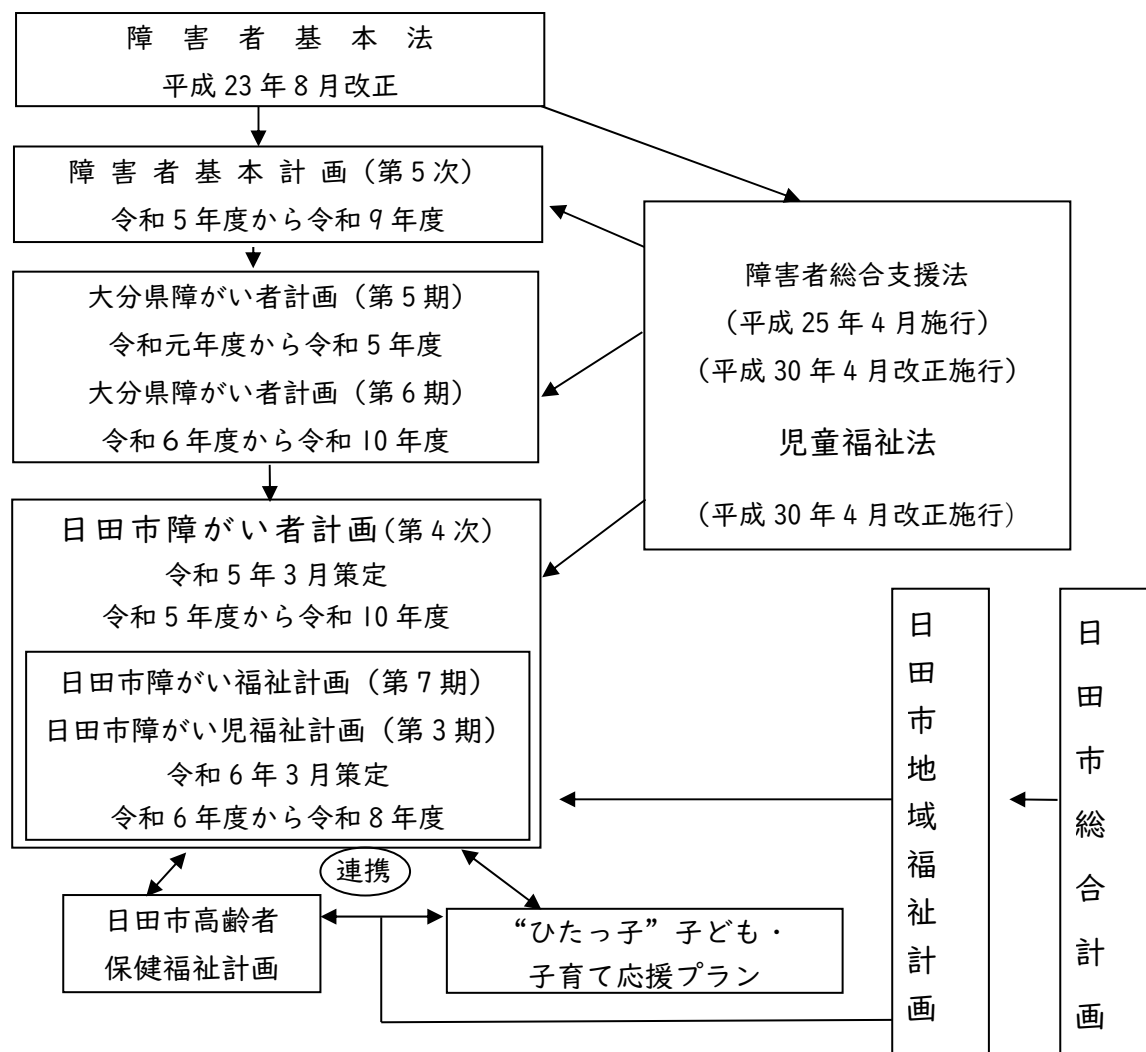
さらに、この計画は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体の計画として策定するものです。

### 2. 日田市障がい者計画との関係

本市では、障害者基本法に基づく市町村障害者計画として、平成10年度に「日田市障害者計画（第1次）」を策定し、令和4年度には、計画期間を令和5年度から令和10年度までとする「日田市障がい者計画（第4次）」を策定しました。

この計画では、「社会的な障壁のない地域で、障がいのある人も、自分らしく安心して暮らす日田市」を基本理念として、「共生社会の実現」、「障がい者自らの決定による自己実現と社会参加」、「障がい者差別のない社会」の実現を目指すとともに、「日田市障がい福祉計画」及び「日田市障がい児福祉計画」を障害福祉サービスについての数値目標や提供方法を定める実施計画として位置づけています。

図：計画の位置付けと関連計画



### 3. 障害福祉計画の期間

国の指針では、障害福祉計画の計画期間を3年を基本としており、日田市でも3年ごとに日田市障がい福祉計画を策定しています。

今回は、日田市障がい福祉計画（第7期）と日田市障がい児福祉計画（第3期）を策定します。

第1期計画期間 平成18年度 ～20年度	第2期計画期間 平成21年度 ～23年度	第3期計画期間 平成24年度 ～26年度	第4期計画期間 平成27年度 ～29年度	第5期計画期間 第1期計画期間(児) 平成30年度 ～令和2年度	第6期計画期間 第2期計画期間(児) 令和3年度～ 令和5年度
地域の実情に応じた数値目標及び障害福祉サービスの見込量を設定	第1期の実情を踏まえ、平成23年度を目標として、第2期障害福祉計画を策定	障害自立支援法の改正等を踏まえ、平成26年度を目標として、第3期障害福祉計画を策定	障害者総合支援法の施行等を踏まえ、平成29年度を目標として、第4期障害福祉計画を策定	障害者総合支援法の3年後の見直し等を踏まえ、令和2年度を目標として、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画を策定	障害者総合支援法の施行等を踏まえ、令和5年度を目標として、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画を策定

## 4. 計画策定の機関、実績の把握及び分析・評価と計画の見直し・変更

### (1) 計画策定の機関

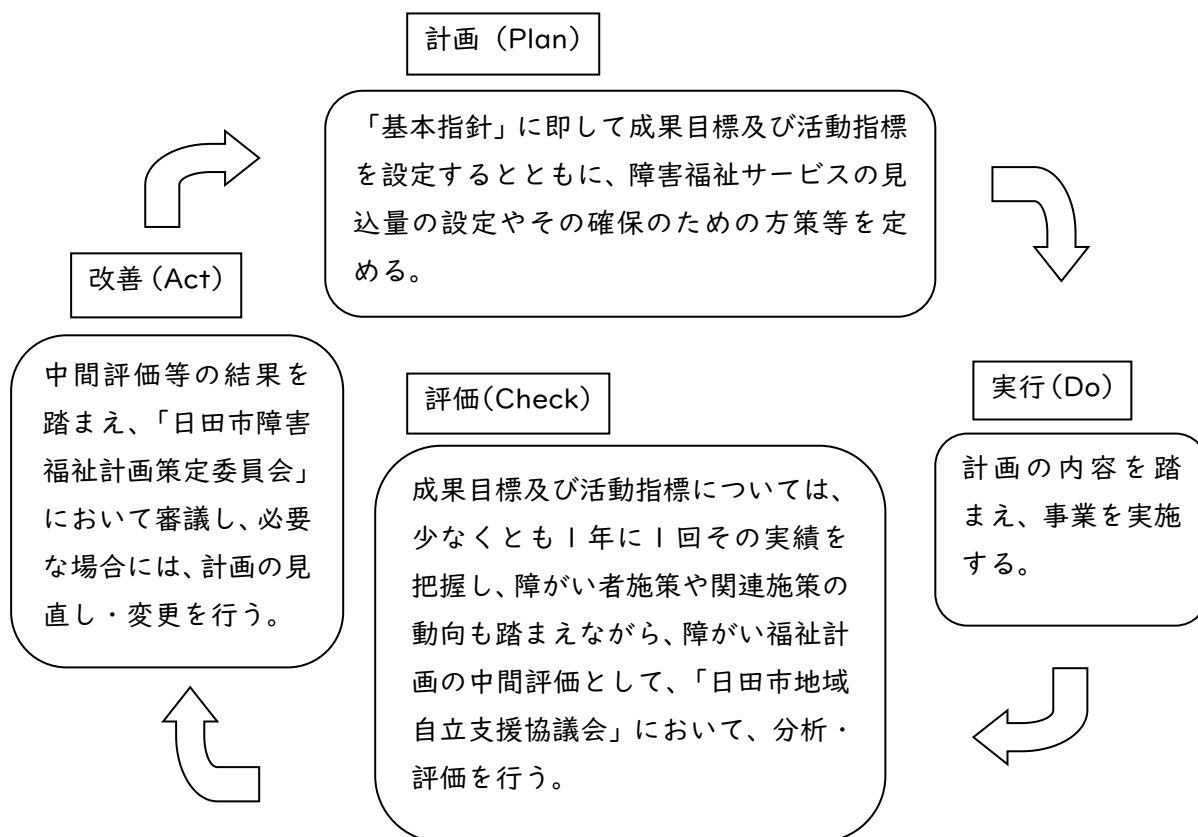
本計画の策定にあたっては、総合的な計画となるよう、障がい者、障がい者団体の代表者、関係機関・施設等の代表者、学識経験者などで構成する「日田市障害福祉計画策定委員会」において計画案を審議し、その意見を踏まえたうえで策定しました。

なお、計画案については、「日田市意見提出手続要綱」に基づき、日田市ホームページに掲示し、意見の募集を行いました。

### (2) 実績の把握及び分析・評価（中間評価）、計画の見直し・変更

各年度において、目標等に関する実績を把握し、法改正等による障がい者施策や関連施策の動向を踏まえて分析・評価（中間評価）を行います。

実績の把握及び分析・評価では、サービスの見込量のほか、地域生活への移行及び一般就労への移行に係る達成状況等を含めて、「日田市地域自立支援協議会」において分析・評価を行います。また、分析・評価の結果は「日田市障害福祉計画策定委員会」において審議し、委員から出された意見を踏まえて、必要な場合には、計画の見直し・変更を行います。





## 第2節 障がい者の状況

### 1. 身体障がい者の状況

#### (1) 障害等級別身体障害者手帳交付者数

等級別で見ると「1級」が30.5%と一番多く、障がい別では肢体不自由が54.0%と半数以上を占めている。

令和5年3月31日現在

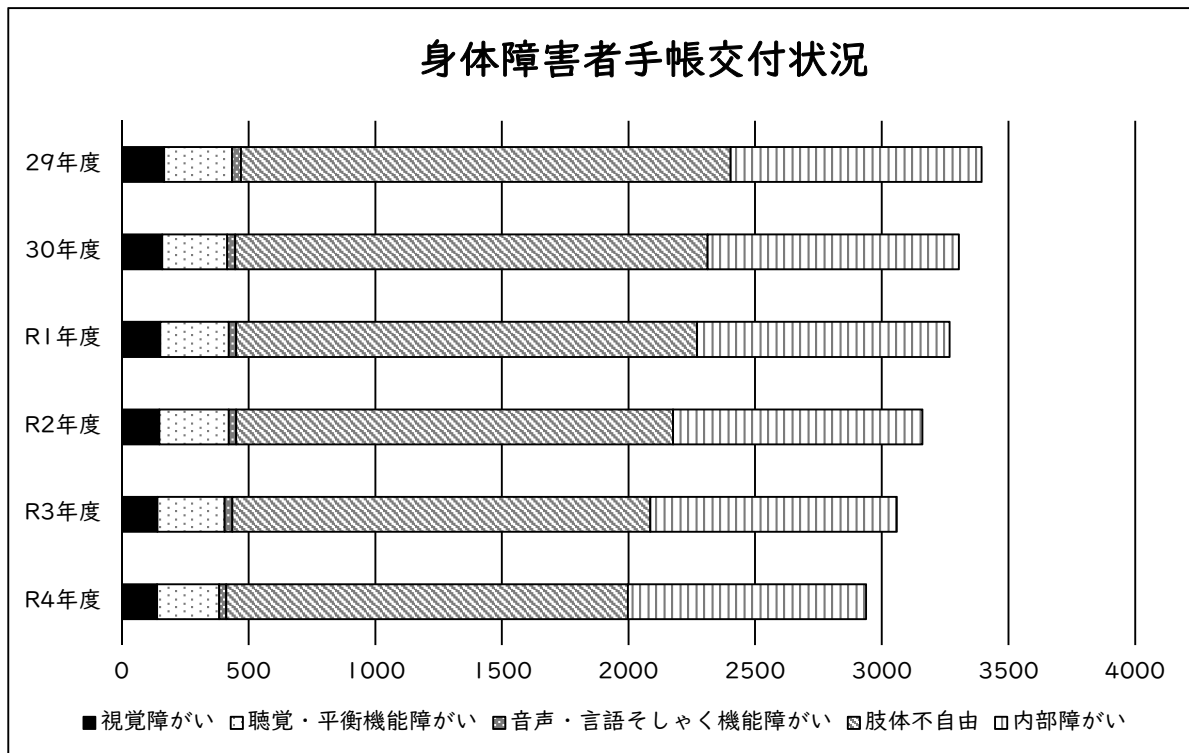
障がい別	年齢	等級						合計	割合(%)
		1級	2級	3級	4級	5級	6級		
視覚障がい	18才未満	0	0	0	0	0	0	139	4.7%
	18才以上	44	43	9	15	14	14		
聴覚・平衡機能障がい	18才未満	0	3	0	0	0	2	239	8.3%
	18才以上	10	42	29	49	2	107		
音声・言語そしゃく機能障がい	18才未満	0	0	0	0	0	0	29	1.0%
	18才以上	0	1	15	13	0	0		
肢体不自由	18才未満	11	4	2	1	4	0	1,564	54.0%
	18才以上	250	293	254	444	226	97		
心臓機能障がい	18才未満	3	0	0	1	0	0	551	18.9%
	18才以上	341	3	111	96	0	0		
腎臓機能障がい	18才未満	0	0	0	0	0	0	212	7.2%
	18才以上	206	1	4	1	0	0		
呼吸器機能障がい	18才未満	2	0	0	0	0	0	33	1.2%
	18才以上	14	0	12	7	0	0		
膀胱直腸小腸障がい	18才未満	0	0	0	0	0	0	115	3.9%
	18才以上	1	0	7	107	0	0		
肝臓機能障がい	18才未満	1	0	0	0	0	0	16	0.6%
	18才以上	11	5	0	0	0	0		
免疫機能障がい	18才未満	0	0	0	0	0	0	6	0.2%
	18才以上	1	3	0	2	0	0		
合計		895	398	443	736	246	220	2,938	
割合(%)		30.5%	13.5%	15.1%	25.1%	8.4%	7.5%		

## (2) 身体障害者手帳交付台帳登録数

手帳交付者数は減少傾向にある。

各年度末現在

障がい 別 年度	視覚障がい	聴覚・平衡 機能障がい	音声・言語 そしゃく 機能障がい	肢体不自由	内部障がい	合 計
29	166	268	35	1,934	991	3,394
30	158	257	32	1,865	992	3,304
R1	151	271	29	1,819	998	3,268
R2	147	274	30	1,725	984	3,160
R3	140	265	30	1,651	973	3,059
R4	139	244	29	1,586	940	2,938



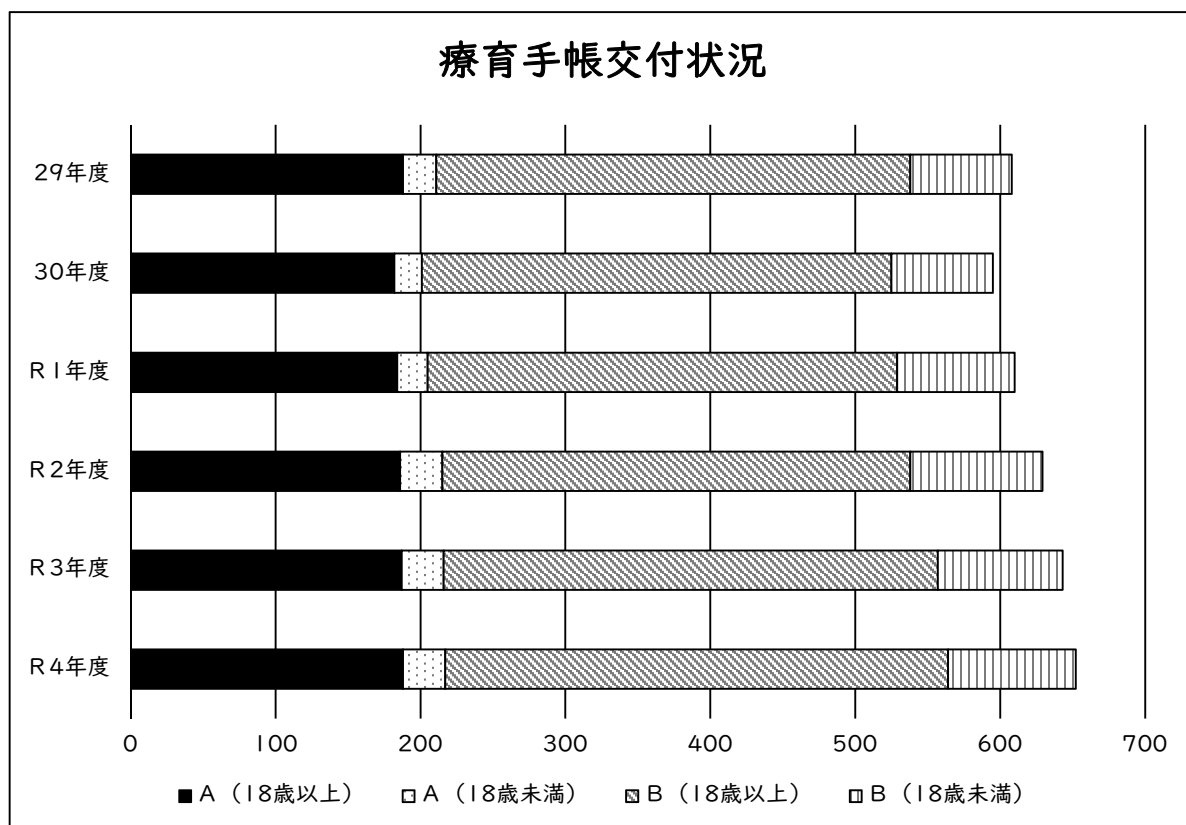
## 2. 知的障がい者の状況

### (1) 療育手帳交付者数

手帳交付者数は、増加傾向である。

各年度末現在

年度	区 分	A (重度)	B (中・軽度)	合 計
29	児 童 (18歳未満)	23	70	93
	成 人 (18歳以上)	188	327	515
	計	211	397	608
30	児 童 (18歳未満)	19	70	89
	成 人 (18歳以上)	182	324	506
	計	201	394	595
R1	児 童 (18歳未満)	21	81	102
	成 人 (18歳以上)	184	324	508
	計	205	405	610
R2	児 童 (18歳未満)	29	91	120
	成 人 (18歳以上)	186	323	509
	計	215	414	629
R3	児 童 (18歳未満)	29	86	115
	成 人 (18歳以上)	187	341	528
	計	216	427	643
R4	児 童 (18歳未満)	29	88	117
	成 人 (18歳以上)	188	347	535
	計	217	435	652



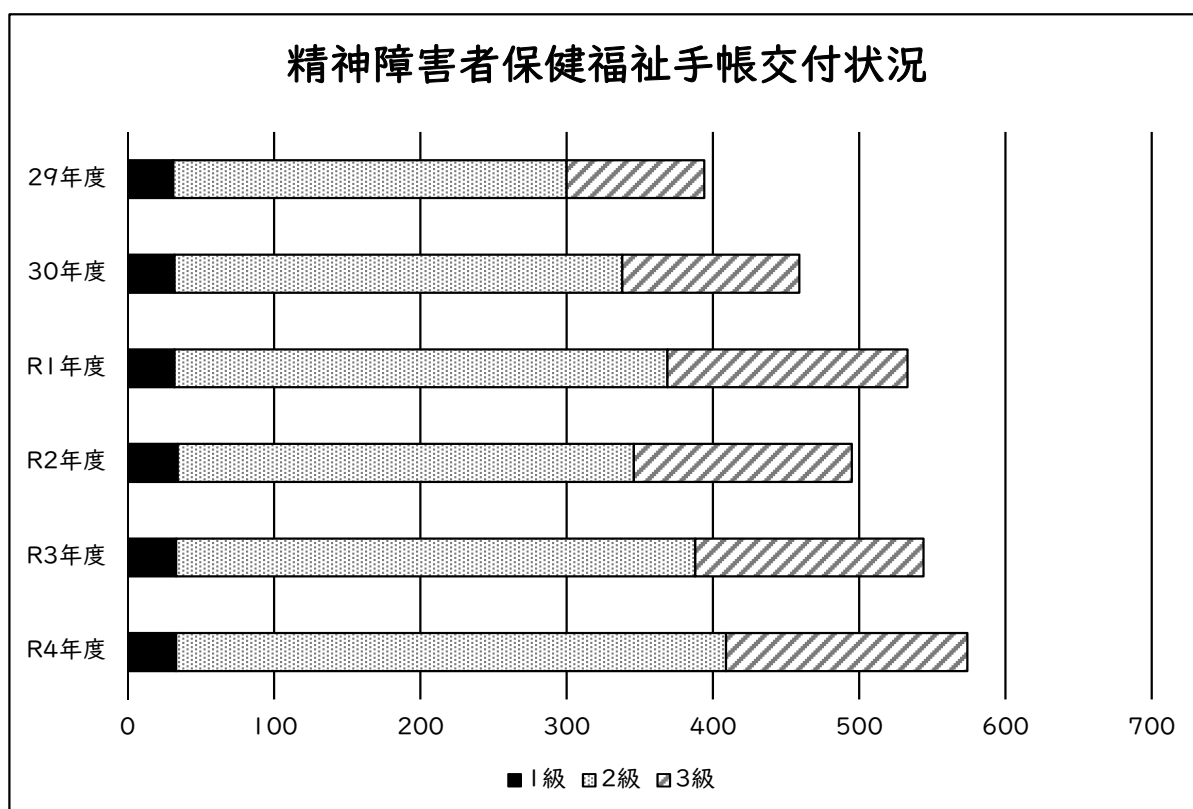
### 3. 精神障がい者の状況

#### (1) 精神障害者保健福祉手帳交付者数及び自立支援医療（精神通院）者数

手帳交付者数及び、自立支援医療通院者数は増加傾向にある。

各年度末現在

区分 年度	1級	2級	3級	手帳交付者 合計	通院 自立支援医療
29	31	269	94	394	924
30	32	306	121	459	961
R1	32	337	164	533	1,019
R2	34	312	149	495	1,112
R3	33	355	156	544	1,094
R4	33	376	165	574	1,172



## 第2章 サービスの種類ごとの必要な量の見込及び その見込量確保のための方策

### 第1節 指定障害福祉サービス事業の実施に関する事項

令和3年度、令和4年度の実績及び令和5年度における利用者・施設等の動向を勘案し、令和8年度の目標を達成できるよう、指定障害福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量確保のための方策を国の基本指針に即して決めました。

#### 1. 訪問系サービス

##### (1) 居宅介護

自宅において入浴、排せつ及び食事等の介護等を行います。

【サービス見込量（1か月あたり）】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用量	1, 725時間	1, 725時間	1, 725時間
利用者数	115人	115人	115人

【見込量の考え方】

第6期計画の実績は、利用量・利用者数ともに年々減少傾向ではありますが、アンケート結果では、「将来、必要な時がきたら利用したい」との回答割合が48.4%と多いことから、過去3か年の実績の平均の利用者数115人、1人あたり月平均15時間の利用と見込みました。

##### (2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより常に介護を必要とする人に自宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

【サービス見込量（1か月あたり）】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用量	260時間	260時間	260時間
利用者数	1人	1人	1人

【見込量の考え方】

在宅の重度障がい者や施設入所からの地域生活移行者の利用を想定し、過去の給付実績より利用者数1人、月平均260時間の利用と見込みました。

### (3) 行動援護

知的障がい又は精神障がいにより行動が困難で常に介護を必要とする人が行動する時、危険を回避するために必要な支援及び外出支援を行います。

#### 【サービス見込量（1か月あたり）】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用量	42時間	42時間	42時間
利用者数	2人	3人	3人

#### 【見込量の考え方】

対象者が限られるサービスであることから、令和8年度には、利用者数を3人、1人あたり月平均14時間の利用と見込みました。

### (4) 重度障害者等包括支援

意思疎通に著しい困難を有し、常に介護が必要な人で、介護の必要性がとても高い人に居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、共同生活援助、短期入所などの複数のサービスを包括的に行います。

第7期計画の見込量については、今までにこのサービスを利用した実績がなく、他のそれぞれの障害福祉サービスで対応していることからこのサービスの利用はないと見込みます。

### (5) 同行援護

視覚障がいにより、移動が著しく困難な人に、外出する際に必要な情報の提供や移動の援護などを行うサービスです。

#### 【サービス見込量（1か月あたり）】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用量	169時間	169時間	169時間
利用者数	13人	13人	13人

#### 【見込量の考え方】

対象者が限られるサービスであることから、令和8年度には、利用者数を13人、1人あたり月平均13時間の利用と見込みました。

#### 【訪問系サービスの見込量確保の方策】

1. サービスの提供にあたっては、サービス等利用計画により、計画的かつ適切に支給することに努めます。
2. 介護保険の対象となる人についても、個別事情を考慮し、必要なサービスの提供を行います。

3. 利用者のサービスの必要度や緊急性を考慮し、相談支援事業者やサービス提供事業者等と連携を図ります。
4. 市内では、特に男性ヘルパーが不足しており、利用者ニーズにできる限り対応できるように男性ヘルパーの訪問調整や確保についてもサービス提供事業者と共に取り組んでいきます。
5. サービス提供事業者に対し、県と連携し、同行援護従事者養成研修や行動援護従業者養成研修など各種研修会への参加、喀痰（かくたん）吸引等を行うことができるなど専門的人材の確保及び質の向上を図るよう働きかけていきます。
6. 重度訪問介護については、一人あたりの必要量が多いため、一事業者のみで必要量を確保することが難しいときは、複数の事業者でサービスを提供することにより、支給量の確保に努めます。
7. ホームヘルパー養成講座への講師派遣等により、介護職員養成へ側面的な支援を行います。

## 2. 日中活動系サービス

### (1) 生活介護

常に介護を必要とする人に、施設で昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

【サービス見込量（1か月あたり）】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用量	3,801日	3,801日	3,801日
利用者数	181人	181人	181人

【見込量の考え方】

第6期計画の実績は、利用量・利用者数ともに大きな変動がないことから、利用者数を過去3か年の実績の平均181人とし、利用量を1人あたり月平均21日と見込みました。

【見込量確保の方策】

サービス提供にあたっては、サービス等利用計画により、日中活動の場として重症心身障がい者等も安心・安全に利用できるよう計画的かつ適切に支給することに努めます。

## (2) 自立訓練（機能訓練）（生活訓練）（宿泊型自立訓練）

自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力向上のために必要な訓練を行います。

機能訓練は、身体障がい者のリハビリテーションや身体機能の維持・回復などを図ります。

生活訓練は、知的障がい者と精神障がい者の生活能力の維持や向上を図ります。

宿泊型自立訓練は、知的障がい者と精神障がい者を対象に、居室等を使い、日常生活能力を向上させるための支援や、日常生活上の助言を行います。

### 【サービス見込量（1か月あたり）】

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
機能訓練	利用量	48日	48日	48日
	利用者数	2人	2人	2人
生活訓練	利用量	196日	196日	196日
	利用者数	14人	14人	14人
宿泊型	利用量	252日	252日	252日
	利用者数	9人	9人	9人

### 【機能訓練見込量の考え方】

市内にサービス提供事業所がないことや、標準利用期間が1年6か月間となっていることから大きな利用者の増はないと考え、令和8年度の利用者数を2人、1人あたり月平均24日の利用と見込みました。

### 【生活訓練見込量の考え方】

標準利用期間が2年間と限られているため、利用者が増加し続ける事はないと考えますが、生活能力の維持や向上に必要なサービスとして必要度は高いことから、令和8年度には、利用者数を14人、1人あたり月平均14日の利用と見込みました。

### 【宿泊型自立訓練見込量の考え方】

市内にサービス提供事業所が1か所のみであることや、標準利用期間が2年と限られていることから第7期計画の見込量は、大きな変動はないと考えますが、入院中の精神障がい者の退院後の利用を見込み令和8年度には、利用者数を9人、1人あたり月平均28日の利用と見込みました。

### 【見込量確保の方策】

自立した生活を希望する人や地域生活への移行を促進するため、相談支援事業所、入所施設、医療機関、保健行政機関等の関係機関と連携を図り、サービス利用希望者に対し必要な情報提供を行います。



### (3) 就労選択支援（※令和7年10月より開始予定）

障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービスとなります。

#### 【サービス見込量（1か月あたり）】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用量	一日	190日	200日
利用者数	一人	19人	20人

#### 【見込量の考え方】

就労継続支援B型を利用する意向のある人は、原則利用する令和7年10月1日から開始予定のサービスです。第7期計画の見込量については、B型就労利用者の見込数（R7年度：293人、R8年度：296人）を1年更新予定者68%と3年更新予定者32%の割合から算出し、令和8年度の利用者を20人と見込みました。利用量については一人当たり10日（障害者部会報告書（令和4年6月）を踏まえ）で見込みました。

### (4) 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。一定期間、事業所内や企業において作業や実習を実施することにより、適性と能力に応じた職場探しや就労後の職場定着のための支援を行います。

#### 【サービス見込量（1か月あたり）】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用量	180日	180日	180日
利用者数	10人	10人	10人

#### 【見込量の考え方】

令和6年度は10人の利用を見込みました。第7期計画の見込量については、市内にサービス提供事業所がないことや利用期間が2年と限られていることから利用者数の大きな変動はないと考え、令和8年度には、利用者数を10人、1人あたり月平均18日の利用と見込みました。

## (5) 就労継続支援（A型）（B型）

一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のための必要な訓練を行います。

A型は、雇用契約に基づき、就労の機会を提供し、一般就労に向けた支援を行います。

B型は、雇用契約は結ばず、就労や生産活動の機会を提供し、就労に向けた支援を行います。

### 【サービス見込量（1か月あたり）】

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
A型	利用量	966日	987日	1,008日
	利用者数	46人	47人	48人
B型	利用量	5,220日	5,274日	5,328日
	利用者数	290人	293人	296人

#### 【A型見込量の考え方】

令和6年度は46人の利用を見込みました。第7期計画の見込量については、市内市外の事業所を問わず、利用のニーズがあることや、A型利用者の一般就労への移行を考慮し、1人ずつ増と見込み、令和8年度には利用者数を48人、1人あたり月平均21日の利用と見込みました。

#### 【B型見込量の考え方】

利用者数が年々増加していることから、令和5年度利用人数の実績から令和6年度を290人の利用と見込み、第7期計画の見込量については、利用者ニーズの増加と利用者の高齢化による減少を勘案し、利用量と見込人数については3人ずつ増と見込み、令和8年度には、利用者数を296人、1人あたり月平均18日の利用と見込みました。

#### 【就労移行支援、就労継続支援（A型）（B型）見込量確保の方策】

1. 一般就労が困難な障がい者に、その障がい特性や利用者の心身の状況などを勘案したうえで、ニーズに応じたサービスが提供できるよう市内外の関係機関との連携を図ります。
2. 市内にはA型事業所が3か所、B型事業所が16か所（令和5年10月1日時点）あり、それぞれの事業所の支援内容や特色等の周知を広く行い、利用者のニーズに応じたサービス提供に努めます。
3. 障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等からの物品・サービスの優先調達を推進するとともに、障害者優先調達推進法の趣旨に鑑み、広く周知を行い、工賃向上を図ります。

## (6) 就労定着支援

生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労へ移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。

### 【サービス見込量（1年あたり）】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	2人	2人	3人

### 【見込量の考え方】

市内には、サービス提供事業所がないものの、市外のグループホーム利用者等が市外でこのサービスを利用しています。

就労定着支援は、国の指針にも掲げられている障がい者の一般就労への定着を支援する重要なサービスであることから、日田市の計画でも就労の継続を図るための支援を行い、令和8年度における利用者数を3人と見込みました。

### 【見込量確保の方策】

サービス利用希望者に対し、サービス提供事業者の必要な情報提供を行います。

## (7) 療養介護

医療を必要とし、常に介護を必要とする人に、主に昼間に医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

### 【サービス見込量（1か月あたり）】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	19人	19人	19人

### 【見込量の考え方】

サービス対象者が限定され、利用者数に大きな変動がないことから、過去3か年の平均19人を見込みました。

### 【見込量確保の方策】

在宅療養中の利用対象者からの新規利用要望に対応できるよう、相談支援事業者や関係医療機関等と連携を図ります。

## (8) 短期入所

自宅で介護する人が病気になる等の理由により、介護を受けることが困難となった障がい者を短期間、夜間を含め、施設で預かり、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

### 【サービス見込量（1か月あたり）】

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉型	利用量	110日	110日	110日
	利用者数	11人	11人	11人
医療型	利用量	3日	3日	3日
	利用者数	1人	1人	1人

### 【福祉型見込量の考え方】

アンケート調査において、身体、知的、精神障がい者ともに、「将来、必要な時がきたら利用したい」の割合が高くなっています。第6期の実績は感染症の影響による利用者数が抑制されたことや、令和5年度の直近の月ごとの利用については増加傾向にあることから、第7期計画の利用見込人数については、令和3年度から令和5年度の最大値で見込みます。令和8年度の利用者数を11人、1人あたり月平均10日の利用と見込みました。

### 【医療型見込量の考え方】

第6期計画の実績とサービスの支給決定の状況から、令和8年度には、利用者数を1人、1人あたり月平均3日の利用と見込みました。

### 【見込量確保の方策】

1. 相談支援事業所等の関係機関等と連携を密にし、緊急時のサービス利用ニーズ等に対しても早急に対応できる体制を強化します。
2. 強度行動障害がある人が安心・安全に利用できるようにサービス提供事業者等に強度行動障害者支援者養成研修の受講を促し、サービス提供体制の整備に努めます。

### 3. 居住系サービス

#### (1) 共同生活援助（グループホーム）

共同生活を営むのに支障がない人に、主に夜間において、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。

##### 【サービス見込量（1か月あたり）】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	125人	126人	127人

##### 【見込量の考え方】

市内グループホームの新規開設予定はないものの、県内や全国的に事業所が増加していることや、市内外の事業所を問わず利用のニーズがあることから、1人ずつ増と見込み、令和8年度には利用者数を127人の利用を見込みました。

#### (2) 施設入所支援

施設に入所する障がい者に主に夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、その他の必要な支援を行います。また、平日の日中は、日中活動系のサービスを利用し、施設入所支援と組み合わせて利用することができます。

##### 【サービス見込量（1か月あたり）】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	127人	125人	122人

##### 【見込量の考え方】

国の指針では施設入所者を令和8年度末に令和4年度末(129人)の5.0%以上削減することとなっていることから、日田市の計画でも施設入所者の地域への移行・定着を図るとともに、共同生活援助による地域生活における支援を併せて行いながら、令和8年度における利用者数を122人と見込みました。

#### (3) 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。

##### 【サービス見込量（1年間あたり）】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	7人	7人	7人

##### 【見込量の考え方】

第6期計画の3か年平均の7人としました。

#### 【居住系サービス見込量確保の方策】

1. グループホームの設置を促進するため、障がい者に対する誤解や偏見が生じないよう、障がい者に対する正しい理解や知識についての啓発に努めます。
2. 施設入所待機者の状況把握と入所調整により、必要な人が施設を利用できるように努めます。
3. 自立生活援助については、サービス利用希望者に対し必要な情報提供を行います。

## 4. 相談支援

### (1) 計画相談支援

障害福祉サービス等を利用する障がい者を対象に、障がい者の自立した生活を支え、障がいのある人が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、障害福祉サービス支給決定時等にサービス等利用計画の作成や計画の見直し(モニタリング)を行います。

#### 【サービス見込量（1か月あたり）】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	160人	161人	162人

#### 【見込量の考え方】

増加傾向にある精神障がい者のサービス利用の増加や高齢化による介護保険サービスへの移行による減少を勘案し、1人ずつの増を見込み、令和8年度の利用者数を162人と見込みました。

#### 【見込量確保の方策】

1. サービス等利用計画の作成については、すべてのサービス利用者が対象者となることから、指定特定相談支援事業所の人員及び専門性の高い相談支援専門員の確保に努めます。
2. 相談支援専門員のサービス等利用計画作成従事者の資質向上のため、県と連携し、研修等への積極的な参加を促すとともに、「日田市地域自立支援協議会相談部会」において、事例検討や研修会を行います。

## (2) 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障がい者や精神科病院に入院している精神障がい者を対象に、地域生活に移行する際、住居の確保その他地域生活に移行するための活動に関する相談等を行います。

### 【サービス見込量（1か月あたり）】

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	3人	4人	5人

### 【見込量の考え方】

地域移行への相談などは増加してきており、引き続き、精神病床に入院している人などを中心に地域移行の支援を行います。国の指針でも、令和8年度末までに施設入所者の地域生活への移行について基本指針があることから、日田市の計画でも施設入所者の地域への移行・定着を図るとともに、共同生活援助による地域生活における支援を併せて行いながら、令和8年度における利用者数を5人と見込みました。

### 【見込量確保の方策】

1. 障害者支援施設の入所者へのサービス等利用計画の作成やその後のサービス等利用計画の実施状況の把握を行うことを通じて、地域移行のための支援に係るニーズを把握し、計画的な地域移行支援の提供体制の確保に努めます。
2. 医療機関、相談支援事業所、自治会、民生委員等の関係機関と連携を密にしながら、計画的な地域移行支援の提供体制の確保に努めます。

## (3) 地域定着支援

施設や病院から退所・退院した障がい者や家庭の状況により同居している家族の支援を受けられない障がい者を対象とし、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に相談その他の対応を行います。

### 【サービス見込量（1か月あたり）】

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	11人	11人	11人

### 【見込量の考え方】

介護者が高齢化している状況をふまえ、家族との同居から1人暮らしに移行する人も考慮します。利用者については年々増加していることから、1か月あたり11人と見込みました。

### 【見込量確保の方策】

1. 障害者支援施設等や精神科病院から地域移行した後の地域生活の定着や、現に地域生活を送っている人がそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため、

障害年金などの受給や就労サービスの利用による経済的自立を含め、地域定着支援の提供体制の充実を図ります。

2. 家族との同居から1人暮らしになっても生活し続けられる生活能力をつけてもらうことを目的に、訪問系サービスや日中活動系サービス等の利用による支援を行いながら、地域住民の協力のもと、地域生活を支えていきます。

## 5. 障害児通所支援

### (1) 児童発達支援

就学していない障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

#### 【サービス見込量（1か月あたり）】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用量	294日	300日	306日
利用者数	49人	50人	51人

#### 【見込量の考え方】

利用日数については、実績に基づき1人あたり月に6日、利用者数については、少子化による乳幼児の減少はあるものの、利用ニーズの高まりを考慮し、年間1人ずつの増と見込み、令和8年度には、1か月あたりの利用者数を51人、利用日数を306日の利用と見込みました。

### (2) 放課後等デイサービス

授業の終了後や学校の休校日に、施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

#### 【サービス見込量（1か月あたり）】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用量	1,280日	1,288日	1,296日
利用者数	160人	161人	162人

#### 【見込量の考え方】

令和5年度利用人数の実績から令和6年度を160人の利用と見込み、少子化による児童・生徒の減少はあるものの年間1人ずつの増と見込みました。

利用日数については、1人平均8日の利用と見込み、令和8年度には、1か月あたりの利用者数を162人、利用日数を1,296日と見込みました。



### (3) 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の子どもとの集団生活への適応のために専門的な支援を行います。

#### 【サービス見込量（1か月あたり）】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用量	14日	16日	18日
利用者数	7人	8人	9人

#### 【見込量の考え方】

少子化による児童・生徒の減少はあるものの支援が必要な児童及び保育所のニーズが想定されることから1人ずつ増と見込みました。利用日数については、1人平均2日の利用と見込み、令和8年度に利用者数を9人、利用日数を18日と見込みました。

### (4) 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。

#### 【サービス見込量（1か月あたり）】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用量	0日	0日	4日
利用者数	0人	0人	1人

#### 【見込量の考え方】

現在、サービス利用がないものの、今後、サービス提供が必要となることも考えられることから、第7期計画の見込量は、第6期計画と同じく令和8年度に利用者数を1人、1人あたり月平均4日と見込みました。

### (5) 医療型児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与や集団生活への適応訓練などの支援と治療を行います。

第7期計画の見込量については、市内に医療型児童発達支援を行っている事業所がなく、利用実績もないことから、利用は見込めない状況となっています。

#### 【障害児通所支援見込量確保の方策】

1. サービスの提供にあたっては、サービス等利用計画により、計画的かつ適切に支給することに努めます。
2. 乳幼児健診、5歳児発達相談会等を実施する関係機関との連携を図り、対象者の把握に努めます。

3. 保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。
4. 居宅訪問型児童発達支援については、ニーズ等の把握を行い、その結果を市内事業所と共有しサービス実施の検討を行います。

## 6. 障害児相談支援

障害福祉サービス等を利用する障がい児や障害児通所支援を利用する障がい児を対象に、障がい児の自立した生活を支え、障がいのある人が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、障害福祉サービス支給決定時等にサービス等利用計画の作成や計画の見直し（モニタリング）を行います。

### 【サービス見込量（1か月あたり）】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	31人	32人	33人

### 【見込量の考え方】

令和5年度利用人数の実績から令和6年度を31人の利用を見込み、少子化による児童・生徒の減少はあるものの年間1人ずつの増と見込みました。令和8年度には、1か月あたりの利用者数を33人と見込みました。

### 【見込量確保の方策】

1. サービス等利用計画の作成については、すべてのサービス利用者が対象者となることから、指定特定相談支援事業所の人員及び専門性の高い相談支援専門員の確保に努めます。
2. 相談支援専門員のサービス等利用計画作成従事者の資質向上のため、県と連携し、研修等への積極的な参加を促すとともに、「日田市地域自立支援協議会相談部会」において、事例検討や研修会を行います。

## 第2節 地域生活支援事業の実施に関する事項

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)では、地域の特性や利用者の状況に応じ、市町村の判断で柔軟に実施できる事業として、地域生活支援事業を定めています。日田市では、障がい者等の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず、市民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的に事業を実施しています。

### 1. 日田市地域自立支援協議会

障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠です。このため、市が行う障害福祉サービスの円滑な実施を図るとともに、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関する中核的役割を果たす定期的な協議の場として設置します。

日田市地域自立支援協議会の全体会は、年3回開催し、事務局会議は毎月1回開催します。この他に分野別の協議の場として、就労部会、相談部会、住むこと部会、こども部会等を設置し、地域の障がい福祉に関する協議を重ねていきます。

[自立支援協議会で協議すること]

- ① 地域の関係機関等によるネットワークの構築に関すること。
- ② 対応困難な事例等の研究に関すること。
- ③ 地域の障がい者等の支援体制に係る課題整理と社会資源の開発、改善に関すること。
- ④ 相談支援事業者の中立性及び公平性を確保するための事業評価に関すること。
- ⑤ 基幹相談支援センター等機能強化事業の活用等、相談支援の体制整備に関すること。
- ⑥ 障がい福祉計画の進捗状況の把握及び助言等に関すること。
- ⑦ その他障がい者施策に関して必要な事項。

### 2. 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。具体的には、次の事業に取り組みます。

#### (1) ピアサポート

障がい者等やその家族がお互いの悩みを共有することや、情報交換のできる交流活動を支援します。

#### (2) 災害対策

障がい者等を含めた地域における災害対策活動を支援します。

### (3) 孤立防止活動支援

地域で障がい者等が孤立することがないように見守り活動を支援します。

### (4) 社会活動支援

障がい者等が、仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のための社会に働きかける活動（ボランティア等）の支援や、障がい者等に対する社会復帰活動を支援します。

### (5) ボランティア活動支援

障がい者等に対するボランティアの養成や活動を支援します。

### (6) その他形式支援

障がい者・児及びその家族が行う自発的活動や社会参加へ向けた自主的な活動等について、支援します。

## 3. 相談支援事業

### (1) 障害者相談支援事業

障がい者や障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者等からの相談に応じ、障害福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、介護相談や情報提供、住居入居に必要な調整など、総合的な支援を行うとともに、虐待や孤立の防止、その早期発見のための関係機関との連絡調整、その他の障がい者等の権利擁護のために必要な相談支援を行います。また、相談支援の窓口は、障がい者にとってサービス利用や社会との接点となる重要な窓口であることから、地域生活へ移行する障がい者等へ特定相談支援事業所と連携した支援を実施し、その体制の充実を図ります。

### (2) 障害者基幹相談支援センター等機能強化事業

相談支援の機能を強化するため、特に必要と認められる能力を有する専門職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ります。

[障害者基幹相談支援センターの役割]

- ①総合的・専門的な相談支援の実施
- ②地域の相談支援体制の強化の取組
- ③地域移行・地域定着の促進の取組
- ④地域の体制づくり
- ⑤権利擁護・虐待の防止

【サービス見込量（実施か所数）】

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
障害者相談支援事業	3 か所	3 か所	3 か所
基幹相談支援センター （障害者基幹相談支援センター等機能強化事業）	1 か所	1 か所	1 か所

【参考】市内指定一般相談支援事業所数：4 か所（令和 5 年 1 2 月 1 日時点）

【見込量の考え方】

第 6 期計画期間は、障害者相談支援事業及び日田市基幹相談支援センター等機能強化事業を 3 法人へ委託し実施しています。令和 5 年度は、日田市基幹相談支援センターを 1 か所に設置し「日田市基幹相談支援センター等機能強化事業」を実施しています。第 7 期計画の見込量は、第 6 期計画の実績どおりとします。

#### 4. 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から、知的障がいや精神障がい等の理由により判断能力の不十分な人に代わり、不動産や預貯金などの財産管理、入所やサービス利用に関する契約等を後見人が行うもので、後見人の報酬等必要となる経費の一部について、助成を受けなければ制度の利用が困難であると認められる人に対し、次の費用の一部又は全部を助成します。

- ・申立てに必要な費用：登記手数料、鑑定費用等
- ・後見人報酬

なお、成年後見制度の相談・問い合わせは、法務局、家庭裁判所、市役所及び社会福祉協議会内の成年後見センターなどで行っています。

【サービス見込量（1年間あたり）】

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
利用者数	3 人	3 人	4 人

【見込量の考え方】

令和 3 年度、令和 4 年度の実績により令和 5 年度は 2 人の利用を見込みました。第 7 期計画の見込量については、ニーズの増加を見込み、令和 8 年度に利用者数を 4 人と見込みました。

認知症高齢者の増加や障がい者を擁護している家族の高齢化が進み、成年後見制度の需要は、今後ますます増加することが見込まれます。

## 5. 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度利用者への援助を目的とした「成年後見センター」を設置しています。高齢者や障がい者の意思能力や生活状況に応じ、権利擁護サービスを提供することで地域の中で安心して暮らせる環境を整備していきます。なお、成年後見人の活動に必要な基礎知識を習得するための研修会の開催や、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援していきます。

## 6. 意思疎通支援事業

### (1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚障がい者の申し出により、手話通訳者又は要約筆記者を派遣して、自立と社会参加を促進します。

#### 【サービス見込量（1年間延べ派遣回数）】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者	82回	82回	82回
要約筆記者	5回	5回	5回

#### 【見込量の考え方】

年度毎の利用回数等は、今後も大きな変動は無いと見込みます。しかし、聴覚障がい者の社会参加促進のためには、必要な事業と考え、手話通訳者派遣については、令和3年度から令和5年度の3か年の平均82回と見込み、要約筆記者派遣については、第6期計画と同じ見込量としました。

### (2) 手話通訳者設置事業

市福祉事務所及び市振興局窓口において、手話通訳者による聴覚障がい者の自立を支援します。

#### 【サービス見込量（1か月あたり）】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者設置数	1人	1人	1人

#### 【見込量の考え方】

市の会計年度任用職員として1人分(2人×8.5日/月)設置していますが、令和6年度から1人分(17日/月)で設置を行います。

## 7. 日常生活用具給付等事業

重度障がい者(児)に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具給付等により、日常生活の不便を解消し、自力で生活することを容易にします。

【サービス見込量（1年間あたり）】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 介護・訓練支援用具	2件	2件	2件
② 自立生活支援用具	12件	12件	12件
③ 在宅療養等支援用具	10件	10件	10件
④ 情報・意思疎通支援用具	59件	59件	59件
⑤ 排せつ管理支援用具	1,642件	1,642件	1,642件
⑥ 居宅生活動作補助用具	1件	1件	1件
合 計	1,726件	1,726件	1,726件

- ①介護・訓練支援用具：特殊寝台、特殊マットなど
- ②自立生活支援用具：入浴補助用具、T字杖つえ、歩行支援用具など
- ③在宅療養等支援用具：電気式たん吸引器、透析液加湿器など
- ④情報・意思疎通支援用具：視覚障害者用ポータルコーダー、聴覚障害者用通信装置など
- ⑤排せつ管理支援用具：ストーマ用装具、紙おむつ、収尿器など
- ⑥居宅生活動作補助用具：移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を行うもの

【見込量の考え方】

排せつ管理支援用具は、令和3年度から令和5年度までの3か年平均に令和3年度から令和5年度までの伸び率を考慮し、1.017倍増を見込み、それ以外の用具については、第6期計画の3か年平均で見込みました。

## 8. 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者等との交流活動の促進、市の広報活動等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得するために奉仕員を養成します。

【サービス見込量（1年間あたり）】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
研修実受講人数	15人	15人	15人
ステップアップ研修実受講人数	5人	5人	5人

【見込量の考え方】

養成研修については、募集人数の15人で見込みました。また、ステップアップ研修については、前年度に養成研修を修了した人を対象に行うため、養成研修受講者の半数で見込みました。

## 9. 外出サポート事業（移動支援事業）

屋外での移動が困難な障がい者等について、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とし、居宅介護サービスのホームヘルパーにより、外出の際の移動を支援します。

### 【実施方法】

#### （1）移動支援の方法

##### ①個別支援型

障がい者等の外出におけるマンツーマンによる支援を行います。

##### ②グループ支援型

屋外でのグループワーク、同一目的地、同一イベントへの複数人同時参加の際の支援を行います。

#### （2）サービス提供の範囲

原則として、1日の範囲内で用務を終えるものに限ります。

#### （3）サービス提供対象となる外出

「社会生活上必要不可欠な外出」及び「余暇活動等の社会参加のための外出」としてしています。

### 【サービス見込量（1か月あたり）】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施事業所数	14か所	14か所	14か所
実利用者数	67人	67人	67人
延べ利用見込時間数	401時間	401時間	401時間

### 【見込量の考え方】

障がい者の社会参加のために引き続き、必要度は高いと考えます。第7期計画の見込量については、第6期計画の3か年の最大値を見込量としました。

## 10. 地域活動支援センター事業

通所により、創作活動や生産活動の機会の提供、障がい者同士の交流の場を提供します。

### 【サービス見込量（1か月あたり）】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施事業所数	2か所	2か所	2か所
実利用者数	8人	8人	8人

### 【見込量の考え方】

市内では2事業所が実施していますが、利用者が定員に満たない状況にあります。近年の就労継続支援B型事業所の増加や高齢化によるものと考えられます。第6期計画の見込量については、令和5年度時点と同数で見込みました。



## 1.1. 訪問入浴サービス事業

身体障がい者の自宅へ訪問し、在宅での入浴サービスを提供することにより、障がい者の身体の清潔保持及び心身機能の維持等を図ります。

【サービス見込量（1か月あたり）】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施事業所数	1か所	1か所	1か所
実利用者数	1人	1人	1人

【見込量の考え方】

利用者については、第6期計画の実績、見込みが0人ではありますが、必要なサービスであることから、第7期計画の実利用者数を1か月あたり1人と見込みました。

## 1.2. 障害児長期休暇生活サポート事業

障がい児の夏休み等の長期休暇中の日中活動の場を提供することにより、児童の健全育成とその家族の介護負担を軽減を図ります。

【サービス見込量（1年間あたり）】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施事業所数	9か所	9か所	9か所
実利用者数	30人	30人	30人

【見込量の考え方】

令和3年度、令和4年度は、感染症対策及び委託先の専門職等の人員不足により中止としました。令和5年度は、事業内容を見直し、長期休暇中の放課後等デイサービス利用者の延長支援をする形で実施しています。第7期も令和5年度の事業内容を継続し、見込量は令和5年度見込みと同数としています。

## 1.3. 生活サポート事業

介護給付費支給決定以外（障害支援区分が非該当）の人について、ホームヘルパーの派遣による家事援助を行い、在宅での自立した生活の推進を図ります。

【サービス見込量（1か月あたり）】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施事業所数	1か所	1か所	1か所
実利用者数	1人	1人	1人

【見込量の考え方】

利用者については、第6期計画の実績、見込みが0人ではありますが、必要なサービスであることから、第7期計画の実利用者数を1か月あたり1人と見込みました。

#### 14. 日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を提供することにより、家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を図ることを目的として、宿泊を伴わず、施設において入浴、排せつ又は食事等の介護や見守り等の支援を提供します。

【サービス見込量（1か月あたり）】

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施事業所数	5か所	5か所	5か所
実利用者数	23人	23人	23人

【見込量の考え方】

第6期の実績は感染症の影響による利用者数が抑制されたことから、第7期計画の利用者数の見込量については、令和3年度から令和5年度の実績の最大値で見込みました。

#### 15. 福祉ホーム運営費助成事業

家庭環境、住宅事情等により、自宅での生活が困難な障がい者に対し、低額な料金で居室その他の設備の利用を提供し、日常生活に必要な便宜を供与する福祉ホームに対し、日田市からの入居者数に応じて施設運営費を補助します。

【サービス見込量（1か月あたり）】

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施事業所数	1か所	1か所	1か所
実利用者数	1人	1人	1人

【見込量の考え方】

福祉ホーム事業の実施事業所が市内にないことや、他市の福祉ホーム事業所がグループホーム事業所へと体制を移行している状況であり、第6期計画での見込みはないが、福祉ホームの利用について相談があることから、第7期計画については実利用人数1人を見込みました。

#### 16. 社会参加促進事業

##### (1) 点字奉仕員養成事業

点字奉仕員の養成講座や研修会を開催し、奉仕員の養成を行います。

【受講者見込量（1年間あたり）】

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実受講人数	4人	4人	4人

【見込量の考え方】

受講人数は、第6期計画の3か年平均から、4人の受講を見込みました。

## (2) 障害者自動車運転免許取得助成事業

障がい者に対して、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成することにより、就労等の社会参加活動への推進を図ります。

【対象者見込量（1年間あたり）】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
運転免許取得対象人数	1人	1人	1人

【見込量の考え方】

対象者は、第6期計画の実績から、1人を見込みました。

## (3) 身体障害者自動車改造費助成事業

身体障がい者に対して、自動車の改造に要する費用の一部を助成することにより、就労等の社会参加活動への推進を図ります。

【対象者見込量（1年間あたり）】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車改造対象人数	2人	2人	2人

【見込量の考え方】

対象者は、第6期計画の令和4年度実績が6人であったため、第7期計画は2人ずつを見込みました。

## 17. 巡回支援専門員整備事業

小・中学校や保育所等の子どもやその親が集まる施設・場に「発達障がい者支援専門員」を派遣し、現場への実践指導等を行い、障がいやその特性の早期把握、早期療育に向けた支援を行います。なお、派遣する専門職や事業内容については、今後、検討し支援の充実を図ります。

【受講者見込量（1年間あたり）】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ施設数	15施設	15施設	15施設

【見込量の考え方】

派遣時間の実績は、1施設あたり、1時間から4時間となっており、状況により変わります。第7期計画の見込量は、支援回数等を考慮し、年間延べ15施設としました。

## 18. 安心生活支援事業

障がい者が地域で安心して暮らしていけるよう、緊急一時的な宿泊事業・体験的宿泊事業により地域生活への移行や定着を支援します。

【対象者見込量（1年間あたり）】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
緊急一時的な宿泊	1人	1人	1人
体験的宿泊	2人	2人	2人

【見込量の考え方】

利用者は過年度の実績より見込みました（緊急一時的な宿泊：令和3年度1人、令和4年度は0人、体験的宿泊：令和3年度は1人、令和4年度は2人）。

## 第3節 その他の事業の実施に関する事項

### 1. 障がいを理由とする差別の解消の取組

平成28年4月1日から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）施行されたことに伴い、平成31年4月「日田市障がいによる差別を解消し誰もが心豊かに暮らせるまちづくり条例」を施行しました。引き続き、関係機関と連携し、差別を解消するための措置（差別的取扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止）及び差別を解消するための支援措置（紛争解決・相談、地域における連携、啓発活動、情報収集等）を反映させた各種施策の推進に努めます。

また、障がい者等が日常生活および社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるための広報や講座などを通じて啓発・広報活動を継続し、障がいや障がい者への理解促進を図ります。

### 2. 障がい者虐待防止に関する取組の強化

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、平成24年10月に日田市障害者虐待防止センターを設置し、虐待防止に関する取組を行っています。

今後も日田市障害者虐待防止センターの機能のうち、24時間体制の通報受付及び相談対応、通報及び相談受理等における事実確認のための調査や障がい者虐待の防止や早期発見のための個別支援、一時保護に係る居室の確保を委託することにより、日田市障害者虐待防止センターの機能強化を図っていきます。

また、令和4年度から障がい福祉施設職員への虐待防止研修の実施が義務化されたことから、毎年度の研修の実施の徹底を図ります。

### 3. 日田市障害者相談員設置事業

身体障害者相談員、知的障害者相談員及び精神障害者相談員の充実を図り、障がい者やその家族からの相談に応じ、必要な指導、助言等を行うとともに、障がい者自らの社会参加、社会復帰の促進に努めます。

### 4. 障がい者優先調達推進の取組

一般就労が困難な障がい者にとって、福祉的就労の場は、社会参加の場であるとともに、生産活動を通じた生きがいの創出や収入を得る場として大切な役割を果たしており、ここで働く障がい者が適切な支援を受けながら、その工賃向上を図ることはきわめて重要です。

そこで、地域で自立した生活を送ることができるよう、更なる工賃の引き上げに向けた取組みとして、障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等からの物品及びサービスの優先調達を推進します。

また、市の事務・事業の実施に伴う物品及びサービスの調達について、日田

市障がい者優先調達方針を毎年度作成又は見直しを行い、調達実績については、当該年度終了後、市ホームページ等により公表を行い、取組を強化します。

## 5. 障害者雇用促進事業

ひきこもりの障がい者に対して、一定期間の作業を通じて、生活リズムの改善や、作業の知識や技術を習得することにより、一般就労につなげるため、市の業務の一部を委託します。

## 6. 一般就労への取組

多様な就業機会の促進に取り組むため、引き続き、以下の業務に取り組みます。

- (1) ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、相談支援事業所などの関係機関と連携し、障がいのある人の個々の状況や能力に応じた雇用への働きかけや障がい者雇用推進に向けての情報・意見交換を行います。また、企業に対し、障がい者雇用に対する理解、啓発、制度説明を行い、障がい者雇用の推進を図ります。
- (2) 農福連携の取り組みとして、就労系の障害福祉サービス事業所の施設外就労や外部作業受託として農林業の作業の取組を行うとともに、農家、農業生産法人、農協等の農林業体験や実習による障がい者の受け入れを進め、障がい者の社会参加、働く場の確保を進めていきます。

## 7. 住宅改造助成事業

在宅で生活する重度障がい者の生活環境を整備することにより、障がい者本人、介護者の負担軽減を図るため、住宅改造に係る経費の一部を助成します。

## 8. 医療的ケア児支援事業

看護師配置のない普通小学校等において、医療的ケアを必要とする障がい児に対して、看護師を派遣し医療的ケアの支援を行うことにより、障がい児の地域での自立生活の基盤の形成と介護者の負担の軽減を図ります。

### 第3章 令和8年度の数値目標の設定

国が定める基本指針を踏まえたうえで、これまでの実績や実状等について協議・調整を行い、令和8年度の数値目標を設定しました。

#### 第1節 福祉施設入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障がい者が、自立訓練や地域定着支援等を利用し、グループホーム、福祉ホームや一般住宅等へ移行できるよう支援します。

そのための基本となる住居の確保については、グループホーム等が増加している状況にあることや、併せて賃貸物件の契約時における支援を行うことで、その確保に努めるとともに、地域生活支援事業の相談支援事業等を活用し、地域で安心して生活できるよう包括的な支援を行います。

##### 1. 施設入所者の地域生活への移行

令和8年度末の目標値	6人
------------	----

目標値設定にあたっての考え方	下記国指針を踏まえながら、日田市の実績や実状（過去4年で2.22%移行）にあわせて減少させる必要があるため、国の6%との中間値となる約4.11%とし、令和4年度末時点の施設入所者129人に乗じた数を地域生活に移行する者の数とする。 令和8年度末時点の目標値 $129人 \times 4.11\% \div 6人$
国指針 (目標値設定にあたっての指針)	<ul style="list-style-type: none"><li>令和8年度末における地域生活に移行する人の目標値を設定する。</li><li>当該目標値の設定にあたっては、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上の人が地域生活へ移行することとする。</li></ul>

## 2. 施設入所者数の削減

令和8年度末の目標値	122人
------------	------

目標値設定にあたっての考え方	<p>下記国指針を踏まえると、入所待機者の状況や、共同生活援助（グループホーム）利用者数の増を勘案し、令和4年度末時点の施設入所者129人の5%を削減数とする。</p> <p>令和8年度末時点の目標値  <math>129人 - (129人 \times 5\%) \div 122人</math></p>
国指針 (目標値設定にあたっての指針)	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和8年度末における地域生活に移行する人の目標値を設定する。</li> <li>当該目標値の設定にあたっては、令和4年度末時点の施設入所者数の5%以上を削減することとする。</li> </ul>

## 第2節 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに市町村及び都道府県が精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進することにより、精神障がい者の地域移行や定着が可能となります。

市では、医療・福祉サービス・行政で連携した「精神医療・福祉・保健連携会議」を基幹相談支援センターが開催し、困難事例の検討や情報提供・共有を行うこととしています。また、事例をとおして自治会や民生委員などの地域住民の協力を得るなど、精神障がい者も地域で安心して暮らせるよう共生できる社会を構築する取組を行います。

## 第3節 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の方針では、障がい者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、令和8年度末までに地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上支援の実績等踏まえ運用状況を検証、検討することを基本としています。

また、強度行動障害を有する障がい者の支援体制の充実を図るために、令和8年



度までに強度行動障害を有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制整備を進めることを基本としています。

市では、障がい児者の高齢化・重度化や「親なきあと」に備え、居住支援のための5つの機能（①相談の機能 ②緊急時の受け入れ・対応の機能 ③体験の機会・場の機能 ④専門的人材の確保・養成の機能 ⑤地域の体制づくりの機能）を整備し、生活を地域全体で支える体制を構築していくため、複数の機関が分担して機能を担う体制（面的整備型）の構築を図っています。また、その運用状況を日田市地域自立支援協議会に報告を行っています。今後もこの取組を継続するとともに、日田市地域自立支援協議会において年1回以上、運用状況等の検証及び検討を行い、その機能の充実に努めます。

また、強度行動障害を有する障がい者の状況や支援ニーズの把握については、障害支援区分認定調査時に把握し、その結果を自立支援協議会の専門部会において検討し、支援体制整備を進めます。

## 第4節 福祉施設から一般就労への移行等

一般就労を希望する障がい者に就労移行支援事業所の利用を働きかけながら、様々な訓練（作業訓練、就労意欲の啓発・トライアル雇用など）を行うとともに、就職後における職場適応援助者（ジョブコーチ）等の支援をはじめ、ハローワークや障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携し、障がい者の一般就労への移行を促進します。

### 1. 福祉施設から一般就労への移行者数

令和8年度末の目標値	7人
------------	----

目標値設定にあたっての考え方	<p>下記国指針を踏まえ、</p> <p>令和3年度中の移行者数 5人×1.28≒7人 &lt;内訳&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労移行支援事業 令和3年度中の移行者数 3人×1.31≒4人</li> <li>・就労継続支援A型事業 令和3年度中の移行者数 1人×1.29≒2人</li> <li>・就労継続支援B型事業 令和3年度中の移行者数 1人×1.28≒1人</li> </ul>
----------------	---

<p>国指針 (目標値設定にあたっての指針)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和8年度中に令和3年度実績の1.28倍以上が福祉施設から一般就労に移行することを基本とする。</li> <li>・この際、就労移行支援事業については、令和3年度実績の1.31倍以上、就労継続支援A型事業については、令和3年度実績の1.29倍以上、就労継続支援B型事業については、令和3年度実績の1.28倍以上を目指すこととする。</li> </ul>
--------------------------------	--

## 2. 就労移行支援事業終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合

令和8年度末の目標値	5割
------------	----

<p>目標値設定にあたっての考え方</p>	<p>下記国指針を踏まえ、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の就労定着率7割以上を目標とする。</p>
<p>国指針 (目標値設定にあたっての指針)</p>	<p>就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所が、就労移行支援事業所の5割以上を基本とする。</p>

## 3. 就労定着支援事業の利用者数

令和8年度末の目標値	3人
------------	----

<p>目標値設定にあたっての考え方</p>	<p>下記国指針の踏まえ、就労定着支援事業を設定するところだが、令和3年度の利用者は2人のため、3人と見込む。 令和8年度末時点の目標値 <math>2人 \times 1.41 \div 3人</math></p>
<p>国指針 (目標値設定にあたっての指針)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和8年度末における地域定着支援事業利用者数について目標値を設定する。</li> <li>・当該目標値の設定にあたっては、令和3年度の実績の1.41倍以上とする。</li> </ul>

#### 4. 就労定着支援事業の就労定着率7割以上の事業所の割合

令和8年度末の目標値	2割5分
------------	------

目標値設定にあたっての考え方	下記国指針の踏まえ、就労定着率が7割以上の事業所の割合が2割5分以上とすることを目標とする。
国指針 (目標値設定にあたっての指針)	・ 令和8年度における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の割合が2割5分以上とすることを基本とする。

### 第5節 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児については、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

#### 1. 児童発達支援センターの設置及び障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本としています。

また、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本としています。

市では、平成26年から児童発達支援センターが1カ所設置されています。

また、平成28年度から発達障がい等のある児童への福祉の向上を図ることを目的とした「巡回支援専門員整備事業」を開始し、障がい児やその保護者が集まる施設・場に巡回支援を実施し、障がい気が気になる段階から支援を行うための体制の整備を図っています。

今後も障がいがあっても地域で地域の資源を利用し、切れ目の無い支援が提供できる体制づくりに取り組めます。

## 2. 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和 8 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 カ所以上確保することを基本としています。

市では、これまでも 1 カ所以上の児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所で重症心身障がい児の支援を行っています。今後も引き続き支援できる体制づくりに取り組みます。

## 3. 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

医療的ケア児等が適切な支援を受けられるように、令和 8 年度末までに、各都道府県及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本としています。

市では、令和 5 年度から保健、医療、障がい福祉、保育等の関係機関が連携するための協議の場を設けることとしています。

また、県の養成する「医療的ケア児等に関するコーディネーター」が機能するための配置について検討します。

## 第6節 相談支援体制の充実・強化等

### 1. 基幹相談支援センターの設置・強化

相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが下記の各項に掲げる地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本としています。

令和8年度末 の目標値	○基幹相談支援センター設置数	1か所
	○地域の相談支援事業所に対する訪問等による 専門的な指導・助言件数	120件
	○地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	6件
	○地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	2回
	○個別事例の支援内容の検証の実施回数	6回
	○基幹相談支援センターにおける主任相談支援 専門員の配置数	1人

### 2. 協議会の体制確保

地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、下記に掲げる個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本としています。

令和8年度末 の目標値	○協議会における相談支援 事業所の参画による事例検 討	実施回数（頻度）	6回
		参加事業者数	5事業者
	○協議会の専門部会	設置数	4専門部会
		実施回数（頻度）	24回

## 第7節 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組 に係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要です。また、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くするための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要となります。

令和8年度末 の目標値	○都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	18人	
	○障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制	有 無	有
		実施回数	1回

# 【 資料編 】

## 障がい福祉計画・障がい児福祉計画アンケート調査結果

日田市障がい福祉計画(第7期)・日田市障がい児福祉計画(第3期)に係るアンケート調査内容について

### 1. 調査

(1) 調査期間：令和5年1月17日(火)～令和5年2月10日(金)

(2) 対象者：障害者手帳保持者のうち、1,000人(無作為抽出)  
(内訳)

	障がい児	障がい者	合計
身体障がい	10	740	750
知的障がい	25	100	125
精神障がい	5	120	125
合計	40	960	1,000

(3) 調査方法 調査票の配布及び回収は郵送で実施

(4) 回答状況

発送数	回答数	回答率
1,000	482	48.2%

### 2. 調査票及び内容：

(1) 障がい児

(2) 障がい者：障がい児調査票の問13 ㉔～㉗を除いた項目

### 3. スケジュール

	アンケート調査	市
R4.10月		返信用封筒印刷(委託)
R4.11月		調査票印刷
R4.12月		対象者抽出(1,000名)
R5.1月	調査実施	(17日)調査票発送
R5.2月～3月	回収	(10日)締切、調査票集計(R5.3月中)



問1 この調査に回答していただく方は、どなたですか。

	回答	件数	割合(%)	R2割合(%)	身体(人)	知的(人)	精神(人)
1	本人	375	77.8	65.9	319	24	32
2	本人の家族	92	19.1	28.1	55	29	8
3	家族以外の介助者	9	1.9	2.4	3	4	2
4	無回答	6	1.2	3.6	3	3	0
	総数	482	100.0	100.0	380	60	42

問2 あなたの年齢をお答えください。

	回答	件数	割合(%)	R2割合(%)	身体(人)	知的(人)	精神(人)
1	18歳未満	13	2.7	4.6	3	7	3
2	18歳以上20歳未満	4	0.8	0.4	2	2	0
3	20歳代	21	4.4	4.0	11	7	3
4	30歳代	36	7.5	6.0	21	11	4
5	40歳代	56	11.6	10.9	39	9	8
6	50歳代	81	16.8	13.5	55	13	13
7	60歳代	140	29.0	21.3	128	5	7
8	70歳代以上	130	27.0	39.3	120	6	4
9	無回答	1	0.2	-	1	0	0
	総数	482	100.0	100.0	380	60	42

問3 あなたがお住まいの地域はどこですか。

	回答	件数	割合(%)	R2割合(%)	身体(人)	知的(人)	精神(人)
1	東部中校区	122	25.3	-	94	14	14
2	三隈中校区	112	23.2	-	86	15	11
3	南部中校区	40	8.3	-	35	4	1
4	北部中校区	58	12.1	-	49	5	4
5	戸山中校区	28	5.8	-	23	4	1
6	東有田中校区	12	2.5	-	10	1	1
7	大明中校区	25	5.2	-	19	4	2
8	前津江中校区	12	2.5	-	9	2	1
9	津江中校区	12	2.5	-	8	2	2
10	大山中校区	19	3.9	-	14	3	2
11	東溪中校区	18	3.7	-	16	1	1
12	五馬中校区	12	2.5	-	10	1	1
13	無回答	12	2.5	-	7	4	1
	総数	482	100.0	-	380	60	42

問4 あなたは身体障害者手帳を持っていますか。持っている場合、等級はどれですか。

	回答	件数	割合(%)	R2割合(%)	身体(人)	等級別割合
1	1級	140	29.0	28.2	134	35.3
2	2級	65	13.5	14.9	56	14.7
3	3級	51	10.6	10.7	47	12.4
4	4級	77	16.0	18.8	77	20.3
5	5級	40	8.3	5.8	40	10.5
6	6級	20	4.1	4.4	20	5.3
7	持っていない	73	15.2	14.0	4	1.1
8	無回答	16	3.3	3.1	2	0.5
	総数	482	100.0	100.0	380	100.0

問5 身体障害者手帳をお持ちの場合、主な障がいをお教えください。

	回答	件数	割合(%)	R2割合(%)
1	視覚障がい	20	3.9	3.5
2	聴覚・平衡機能障がい	35	6.8	5.2
3	音声・言語・そしゃく機能障がい	8	1.6	2.9
4	内部障がい(心臓・じん臓・呼吸器)	119	23.1	19.2
5	内部障がい(ぼうこう・直腸・小腸)	21	4.1	10.9
6	肢体不自由(上肢)	48	9.3	9.9
7	肢体不自由(下肢)	107	20.7	25.1
8	肢体不自由(体幹)	23	4.4	8.1
9	その他	39	7.5	7.1
10	無回答	96	18.6	8.1
	総数	516	100.0	100.0

問6 あなたは療育手帳をお持ちですか。

	回答	件数	割合(%)	R2割合(%)	知的(人)	等級別割合
1	A1	19	4.1	4.0	5	9.4
2	A2	14	3.0	2.0	8	15.1
3	B1	15	3.2	2.7	10	18.9
4	B2	35	7.5	8.0	24	45.3
5	持っていない	332	70.7	71.8	4	7.5
6	無回答	54	11.5	11.5	2	3.8
	総数	469	100.0	100.0	53	100.0

問7 あなたは精神障害者保健福祉手帳をお持ちですか。

	回答	件数	割合(%)	R2割合(%)	精神(人)	等級別割合
1	1級	9	1.9	4.0	1	2.6
2	2級	22	4.7	5.8	18	46.2
3	3級	11	2.3	4.2	10	25.6
4	持っていない	365	77.9	74.3	6	15.4
5	無回答	62	13.2	11.7	4	10.3
	総数	469	100.0	100.0	39	100.0

問8 あなたと一緒に暮らしている人は、誰ですか。(複数回答有)(18歳以上の障がい者)

	回答	件数	割合(%)	R2割合(%)	身体(人)	知的(人)	精神(人)
1	ひとり暮らし	74	11.8	-	61	4	9
2	配偶者(夫・妻)	200	32.0	-	189	0	11
3	父母	141	22.6	-	93	34	14
4	祖父・祖母	9	1.4	-	6	1	2
5	兄弟・姉妹	44	7.0	-	22	17	5
6	子ども・子どもの配偶者	86	13.8	-	80	1	5
7	孫	16	2.6	-	16	0	0
8	その他の親せき	2	0.3	-	2	0	0
9	友人・知人	2	0.3	-	2	0	0
10	その他	35	5.6	-	19	14	2
11	無回答	16	2.6	-	16	0	0
	総数	625	100.0	-	506	71	48

あなたが一緒に暮らしている人は、誰ですか。(複数回答有)(18歳未満の障がい児)

	回答	件数	割合(%)	R2割合(%)	身体(人)	知的(人)	精神(人)
1	父母	13	50.0	-	3	7	3
2	祖父・祖母	3	11.5	-	1	2	0
3	兄弟・姉妹	10	38.5	-	1	7	2
4	その他の親せき	0	0.0	-	0	0	0
5	友人・知人	0	0.0	-	0	0	0
6	その他	0	0.0	-	0	0	0
7	無回答	0	0.0	-	0	0	0
	総数	26	100.0	-	5	16	5

問9 あなたは、どこで暮らしていますか。

	回答	件数	割合(%)	R2割合(%)	身体(人)	知的(人)	精神(人)
1	持ち家(家族・親戚の持ち家も含む)	327	67.8	70.3	264	38	25
2	賃貸住宅・社員寮など	95	19.7	16.6	73	8	14
3	入所施設	13	2.7	5.6	9	4	0
4	病院(1年以上の長期入院)	11	2.3	2.7	10	0	1
5	グループホーム	12	2.5	3.1	3	8	1
6	その他	8	1.7	0.7	5	2	1
7	無回答	16	3.3	0.9	16	0	0
	総数	482	100.0	100.0	380	60	42

問10 あなたの生活を支えている収入を教えてください。(18歳以上の障がい者)

	回答	件数	割合(%)	R2割合(%)	身体(人)	知的(人)	精神(人)
1	勤め先の給料	134	18.7	17.2	112	16	6
2	通所施設・作業所などの工賃	28	3.9	3.7	7	13	8
3	自分の年金・特別障害者手当など	263	36.7	20.2	202	36	25
4	貯金	48	6.7	4.6	41	2	5
5	家族の給料、年金や手当など	171	23.9	49.2	139	21	11
6	生活保護費	24	3.4	2.7	19	1	4
7	その他	31	4.3	1.9	26	2	3
8	無回答	17	2.4	0.4	16	0	1
	総数	716	100.0	100.0	562	91	63

問11 生活するうえで、どのような介助や支援が必要ですか。または、受けていますか。

	回答	件数	割合(%)	R2割合(%)	身体(人)	知的(人)	精神(人)
1	食事をするとき	46	4.2	5.0	33	10	3
2	トイレを利用するとき	42	3.8	5.2	29	11	2
3	お金の管理	102	9.4	9.9	51	35	16
4	事務手続き	106	9.7	10.4	56	33	17
5	薬の服薬・管理	86	7.9	9.0	47	25	14
6	着替えをするとき	52	4.8	6.2	36	12	4
7	外出するとき	104	9.6	11.8	72	24	8
8	入浴するとき	67	6.2	8.1	48	15	4
9	読み書き	66	6.1	7.3	39	26	1
10	料理・掃除などの家事	112	10.3	10.6	62	33	17
11	その他	31	2.8	1.6	22	4	5
12	介助は必要ない	241	22.2	14.6	219	13	9
13	無回答	33	3.0	0.3	28	3	2
	総数	1088	100.0	100.0	742	244	102

問12 あなたを介助・支援しているのは、誰ですか。(あてはまるものすべてに○印) (18歳以上の障がい者)

	回答	件数	割合(%)	R2割合(%)	身体(人)	知的(人)	精神(人)
1	介助・支援は受けていない	163	29.3	34.7	145	8	10
2	配偶者(夫・妻)	86	15.4	15.8	78	0	8
3	父母・祖父母	76	13.6	13.0	45	22	9
4	兄弟・姉妹	37	6.6	5.9	27	9	1
5	子ども・子どもの配偶者	26	4.7	11.2	23	2	1
6	その他の親族	7	1.3	1.6	6	0	1
7	友人・知人	5	0.9	0.2	4	0	1
8	寮・施設の職員	41	7.4	9.6	22	14	5
9	ホームヘルパー	19	3.4	5.4	11	4	4
10	その他	26	4.7	2.6	18	5	3
11	無回答	71	12.7	0.0	61	6	4
	総数	557	100.0	100.0	440	70	47

あなたを介助・支援しているのは、誰ですか。(あてはまるものすべてに○印) (18歳未満の障がい児)

	回答	件数	割合(%)	R2割合(%)	身体(人)	知的(人)	精神(人)
1	介助・支援は受けていない	1	5.6	-	0	0	1
2	父母・祖父母	12	66.6	-	3	7	2
3	兄弟・姉妹	3	16.6	-	0	3	0
4	その他の親族	0	0.0	-	0	0	0
5	友人・知人	0	0.0	-	0	0	0
6	寮・施設の職員	1	5.6	-	0	1	0
7	ホームヘルパー	0	0.0	-	0	0	0
8	その他	1	5.6	-	1	0	0
9	無回答	0	0.0	-	0	0	0
	総数	18	100.0	-	4	11	3

問13 あなたは、次のサービスを利用していますか。または、今後、利用したいと考えますか。

① 居宅介護(ホームヘルプ)

ヘルパーが家に来て、身の回りの手伝いをしてくれます。着替えや入浴、トイレ、そうじや食事などの支援を受けることができます。

	回答	件数	割合(%)	R2割合(%)	身体(人)	知的(人)	精神(人)
1	現在、利用している	20	4.1	5.8	15	2	3
2	将来、必要な時がきたら利用したい	233	48.4	41.7	192	22	19
3	利用しないと思う	82	17.0	18.6	53	18	11
4	わからない	118	24.5	21.7	99	12	7
5	無回答	29	6.0	12.2	21	6	2
	総数	482	100.0	100.0	380	60	42

② 重度訪問介護

ヘルパーが常に介護を必要とする重度の障がいのある人の家に来て、入浴や食事の介護、外出の時の支援を総合的に行います。

	回答	件数	割合(%)	R2割合(%)	身体(人)	知的(人)	精神(人)
1	現在、利用している	1	0.2	1.5	1	0	0
2	将来、必要な時がきたら利用したい	187	38.8	37.3	157	14	16
3	利用しないと思う	104	21.6	21.7	70	23	11
4	わからない	140	29.0	24.4	112	16	12
5	無回答	50	10.4	15.1	40	7	3
	総数	482	100.0	100.0	380	60	42

③ 生活サポート

ヘルパーが障がいの程度が軽い人(①居宅介護や②重度訪問介護が使えない人)の家に来て、掃除や料理などの家事の支援を行います。

	回答	件数	割合(%)	R2割合(%)	身体(人)	知的(人)	精神(人)
1	現在、利用している	7	1.5	4.2	2	1	4
2	将来、必要な時がきたら利用したい	226	46.9	41.7	180	26	20
3	利用しないと思う	97	20.1	19.7	74	14	9
4	わからない	112	23.2	20.6	91	13	8
5	無回答	40	8.3	13.8	33	6	1
	総数	482	100.0	100.0	380	60	42

④ 訪問入浴サービス

重度の障がいのある人の家にヘルパーと看護師が来て、専用の浴槽で入浴の支援を行います。

	回答	件数	割合(%)	R2割合(%)	身体(人)	知的(人)	精神(人)
1	現在、利用している	1	0.2	2.2	1	0	0
2	将来、必要な時がきたら利用したい	184	38.2	32.4	157	10	17
3	利用しないと思う	126	26.1	25.0	90	23	13
4	わからない	126	26.1	24.8	96	19	11
5	無回答	45	9.4	15.7	36	8	1
	総数	482	100.0	100.0	380	60	42

⑤ 外出サポート(移動支援)

余暇活動など社会参加を目的とした外出をするときに、ヘルパーが付き添い、移動の手伝いを行います。

	回答	件数	割合(%)	R2割合(%)	身体(人)	知的(人)	精神(人)
1	現在、利用している	16	3.3	4.0	7	9	0
2	将来、必要な時がきたら利用したい	206	42.7	36.8	168	18	20
3	利用しないと思う	104	21.6	22.8	78	15	11
4	わからない	119	24.7	21.7	96	13	10
5	無回答	37	7.7	14.8	31	5	1
	総数	482	100.0	100.0	380	60	42

⑥ 同行援護

視覚に障がいのある人が、目的を問わず外出をするときに、ヘルパーが付き添い、移動の手伝いを行います。

	回答	件数	割合(%)	R2割合(%)	身体(人)	知的(人)	精神(人)
1	現在、利用している	3	0.6	1.8	3	0	0
2	将来、必要な時がきたら利用したい	114	23.7	22.4	92	10	12
3	利用しないと思う	146	30.3	30.8	106	23	17
4	わからない	136	28.2	24.0	111	17	8
5	無回答	83	17.2	20.9	68	10	5
	総数	482	100.0	100.0	380	60	42

⑦ 行動援護

自己判断能力が制限されている人が外出するときに、ヘルパーが付き添い、安心して外出できるように移動の支援を行います。

	回答	件数	割合(%)	R2割合(%)	身体(人)	知的(人)	精神(人)
1	現在、利用している	4	0.8	1.3	1	3	0
2	将来、必要な時がきたら利用したい	156	32.4	28.8	117	19	20
3	利用しないと思う	123	25.5	27.3	94	16	13
4	わからない	130	27.0	23.3	106	18	6
5	無回答	69	14.3	19.3	62	4	3
	総数	482	100.0	100.0	380	60	42

⑧ 生活介護

昼間、施設で(年齢18歳以上)、入浴やトイレ、食事の介護など、日中活動の支援を受けるデイサービスです。

	回答	件数	割合(%)	R2割合(%)	身体(人)	知的(人)	精神(人)
1	現在、利用している	19	3.9	10.7	14	5	0
2	将来、必要な時がきたら利用したい	194	40.3	33.5	155	19	20
3	利用しないと思う	94	19.5	19.7	69	15	10
4	わからない	120	24.9	21.7	99	12	9
5	無回答	55	11.4	14.4	43	9	3
	総数	482	100.0	100.0	380	60	42

⑨ 日中一時支援

障がいのある人(年齢制限なし)に、家族の就労支援や一時的な負担軽減を目的に、日中、施設で介護や見守りなどの支援を行います。

	回答	件数	割合(%)	R2割合(%)	身体(人)	知的(人)	精神(人)
1	現在、利用している	16	3.3	5.6	9	6	1
2	将来、必要な時がきたら利用したい	180	37.3	36.6	146	18	16
3	利用しないと思う	103	21.4	20.4	78	14	11
4	わからない	128	26.6	20.8	102	14	12
5	無回答	55	11.4	16.6	45	8	2
	総数	482	100.0	100.0	380	60	42

⑩ 地域活動支援センター

施設で、創作的活動や機能回復訓練を受けたり、障がい者同士の交流をすることができます。(現在の実施場所:天瀬町、大山町)

	回答	件数	割合(%)	R2割合(%)	身体(人)	知的(人)	精神(人)
1	現在、利用している	5	1.0	1.6	2	2	1
2	将来、必要な時がきたら利用したい	138	28.6	28.1	109	15	14
3	利用しないと思う	137	28.4	28.4	111	15	11
4	わからない	144	29.9	25.9	111	19	14
5	無回答	58	12.1	16.0	47	9	2
	総数	482	100.0	100.0	380	60	42

⑪ 施設入所支援

施設に入所して、入浴、トイレ、食事の介護を受けながら、暮らすことができます。

	回答	件数	割合(%)	R2割合(%)	身体(人)	知的(人)	精神(人)
1	現在、利用している	16	3.3	8.6	10	6	0
2	将来、必要な時がきたら利用したい	206	42.7	40.6	166	24	16
3	利用しないと思う	90	18.7	19.9	65	13	12
4	わからない	116	24.1	20.6	93	12	11
8	無回答	54	11.2	10.4	46	5	3
	総数	482	100.0	100.0	380	60	42

⑫ 療養介護

常に医療と介護を必要とする人が、病院などに入院して、医療と介護、日常生活の手伝いを受けることができます。

	回答	件数	割合	R2割合	身体(人)	知的(人)	精神(人)
1	現在、利用している	6	1.2	3.3	6	0	0
2	将来、必要な時がきたら利用したい	209	43.4	39.0	169	19	21
3	利用しないと思う	79	16.4	20.0	52	16	11
4	わからない	131	27.2	23.3	108	16	7
5	無回答	57	11.8	14.4	45	9	3
	総数	482	100.0	100.0	380	60	42

⑬ 短期入所（ショートステイ）

家族に用事があるときなどに、施設で短期間、入浴やトイレ、食事の介護などを行います。

	回答	件数	割合(%)	R2割合(%)	身体(人)	知的(人)	精神(人)
1	現在、利用している	8	1.7	4.9	6	2	0
2	将来、必要な時がきたら利用したい	210	43.6	40.3	172	22	16
3	利用しないと思う	99	20.5	21.9	68	17	14
4	わからない	112	23.2	18.9	91	12	9
5	無回答	53	11.0	14.0	43	7	3
	総数	482	100.0	100.0	380	60	42

⑭ 自立訓練（機能訓練）

体に障がいのある人が、体をうまく動かすことができるように、施設で訓練を行います。

	回答	件数	割合(%)	R2割合(%)	身体(人)	知的(人)	精神(人)
1	現在、利用している	15	3.1	8.2	13	2	0
2	将来、必要な時がきたら利用したい	174	36.1	34.2	145	11	18
3	利用しないと思う	109	22.6	23.1	74	23	12
4	わからない	106	22.0	19.7	84	15	7
5	無回答	78	16.2	14.8	64	9	5
	総数	482	100.0	100.0	380	60	42

⑮ 自立訓練（生活訓練）

知的や精神に障がいのある人が、自立した生活や社会生活が送れるよう、施設で訓練を行います。

	回答	件数	割合(%)	R2割合(%)	身体(人)	知的(人)	精神(人)
1	現在、利用している	13	2.7	3.8	2	10	1
2	将来、必要な時がきたら利用したい	112	23.3	27.0	73	18	21
3	利用しないと思う	136	28.2	27.0	120	12	4
4	わからない	125	25.9	24.2	101	12	12
5	無回答	96	19.9	18.0	84	8	4
	総数	482	100.0	100.0	380	60	42

⑯ 就労移行支援

一般企業などへの就職を希望する人に、施設で、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

	回答	件数	割合(%)	R2割合(%)	身体(人)	知的(人)	精神(人)
1	現在、利用している	9	1.9	2.9	4	5	0
2	将来、必要な時がきたら利用したい	81	16.8	17.9	51	13	17
3	利用しないと思う	201	41.7	43.0	175	18	8
4	わからない	107	22.2	16.6	77	16	14
5	無回答	84	17.4	19.7	73	8	3
	総数	482	100.0	100.0	380	60	42

⑰ 就労継続支援A型

一般企業などで働くことが困難な人に、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。（雇用契約を結ぶ）

	回答	件数	割合(%)	R2割合(%)	身体(人)	知的(人)	精神(人)
1	現在、利用している	10	2.1	1.3	6	2	2
2	将来、必要な時がきたら利用したい	76	15.8	16.9	43	17	16
3	利用しないと思う	204	42.3	43.7	172	21	11
4	わからない	105	21.8	18.0	86	10	9
5	無回答	87	18.0	20.0	73	10	4
	総数	482	100.0	100.0	380	60	42

⑱ 就労継続支援B型

一般企業などで働くことが困難な人に、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。（雇用契約を結ばない）

	回答	件数	割合(%)	R2割合(%)	身体(人)	知的(人)	精神(人)
1	現在、利用している	32	6.6	4.9	11	15	6
2	将来、必要な時がきたら利用したい	62	12.9	14.9	38	13	11
3	利用しないと思う	191	39.6	43.5	162	16	13
4	わからない	107	22.2	16.9	89	9	9
5	無回答	90	18.7	19.7	80	7	3
	総数	482	100.0	100.0	380	60	42



⑱ 共同生活援助(グループホーム)

グループホームで一緒に暮らしながら、日常生活の援助を受けることができます。

	回答	件数	割合(%)	R2割合(%)	身体(人)	知的(人)	精神(人)
1	現在、利用している	12	2.5	2.2	3	8	1
2	将来、必要な時がきたら利用したい	124	25.7	25.5	82	27	15
3	利用しないと思う	150	31.1	33.3	126	12	12
4	わからない	120	24.9	19.7	101	9	10
5	無回答	76	15.8	19.3	68	4	4
	総数	482	100.0	100.0	380	60	42

⑳ 障がい者相談支援

障がいがある方の、相談に応じ生活上の支援を行います。(相談支援事業所「Beeすけっと」、「はぎの」、「ポノ」、「そら」、「五蘊の風」)

	回答	件数	割合(%)	R2割合(%)	身体(人)	知的(人)	精神(人)
1	現在、利用している	81	16.8	12.9	42	24	15
2	将来、必要な時がきたら利用したい	124	25.7	20.6	96	16	12
3	利用しないと思う	90	18.7	28.1	82	7	1
4	わからない	112	23.2	15.1	94	8	10
5	無回答	75	15.6	23.3	66	5	4
	総数	482	100.0	100.0	380	60	42

㉑ 成年後見制度

知的障がいや精神障がいなどの理由により、判断能力が不十分な人に代わり、財産管理、福祉サービス利用に関する契約などを後見人が行います。

	回答	件数	割合(%)	R2割合(%)	身体(人)	知的(人)	精神(人)
1	現在、利用している	2	0.4	1.5	1	1	0
2	将来、必要な時がきたら利用したい	93	19.3	17.9	57	21	15
3	利用しないと思う	163	33.8	35.2	139	13	11
4	わからない	141	29.3	19.7	108	19	14
5	無回答	83	17.2	25.9	75	6	2
	総数	482	100.0	100.0	380	60	42

㉒ コミュニケーション支援

手話や要約筆記などにより、コミュニケーションの支援を行います。

	回答	件数	割合(%)	R2割合(%)	身体(人)	知的(人)	精神(人)
1	現在、利用している	7	1.5	0.5	5	2	0
2	将来、必要な時がきたら利用したい	86	17.8	13.7	61	14	11
3	利用しないと思う	184	38.2	41.9	151	19	14
4	わからない	124	25.7	17.5	92	18	14
5	無回答	81	16.8	26.4	71	7	3
	総数	482	100.0	100.0	380	60	42

㉓ 日常生活用具の給付

自立生活を支援するため、日常生活用具を給付します。

	回答	件数	割合(%)	R2割合(%)	身体(人)	知的(人)	精神(人)
1	現在、利用している	33	6.8	8.0	31	1	1
2	将来、必要な時がきたら利用したい	208	43.2	36.1	169	20	19
3	利用しないと思う	80	16.6	21.3	57	15	8
4	わからない	93	19.3	12.4	65	17	11
8	無回答	68	14.1	22.2	58	7	3
	総数	482	100.0	100.0	380	60	42

㉔ 児童発達支援(18歳未満の障がい児)

就学していない障がいのある児童に、日常生活の基本的な動作の指導や、集団生活の適応のための支援を行います。

	回答	件数	身体(人)	知的(人)	精神(人)
1	現在、利用している	4	0	4	0
2	将来、必要な時がきたら利用したい	1	1	0	0
3	利用しないと思う	2	2	0	0
4	わからない	4	0	2	2
5	無回答	2	0	1	1
	総数	13	3	7	3

㉕ 放課後等デイサービス(18歳未満の障がい児)

放課後や学校の休校日に、生活能力向上のための訓練などや、放課後などの居場所づくりを行います。

	回答	件数	身体(人)	知的(人)	精神(人)
1	現在、利用している	7	1	5	1
2	将来、必要な時がきたら利用したい	4	2	2	0
3	利用しないと思う	0	0	0	0
4	わからない	1	0	0	1
5	無回答	1	0	0	1
	総数	13	3	7	3

㉖ 保育所等訪問支援(18歳未満の障がい児)

専門員が保育所等を訪問し、障がいのある児童に、集団生活への適応のために支援を行います。

	回答	件数	身体(人)	知的(人)	精神(人)
1	現在、利用している	1	0	1	0
2	将来、必要な時がきたら利用したい	5	3	1	1
3	利用しないと思う	1	0	1	0
4	わからない	3	0	2	1
5	無回答	3	0	2	1
	総数	13	3	7	3

㉗ 障がい児長期休暇生活サポート(18歳未満の障がい児)

障がいのある児童に、夏休みなどの長期休暇中の生活のサポートを行います。

	回答	件数	身体(人)	知的(人)	精神(人)
1	現在、利用している	1	0	1	0
2	将来、必要な時がきたら利用したい	6	3	2	1
3	利用しないと思う	0	0	0	0
4	わからない	5	0	4	1
5	無回答	1	0	0	1
	総数	13	3	7	3

第6期計画における指定障害福祉サービス実績（見込み）及び第7期計画目標値（1か月あたり）一覧表

番号	サービス名	単位	実績						目標値						
			令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		
			時間・日	人数	時間・日	人数	時間・日	人数	時間・日	人数	時間・日	人数	時間・日	人数	
1	居宅介護 (ホームヘルプ)		1,849	123	1,673	114	1,533	107	1,725	115	1,725	115	1,725	115	
2	重度訪問介護	時間	0	0	0	0	0	0	260	1	260	1	260	1	
3	行動援護		33	2	31	2	29	3	42	2	42	3	42	3	
4	同行援護		190	15	187	14	114	10	169	13	169	13	169	13	
5	生活介護		3,739	179	3,776	184	3,728	179	3,801	181	3,801	181	3,801	181	
6	自立訓練 (機能訓練)		24	1	56	3	53	2	48	2	48	2	48	2	
7	自立訓練 (生活訓練)		142	13	182	13	227	16	196	14	196	14	196	14	
8	自立訓練 (宿泊型)	日	227	8	244	9	249	9	252	9	252	9	252	9	
9	就労選択支援		-	-	-	-	-	-	-	-	-	190	19	200	20
10	就労移行支援		198	11	214	13	126	7	180	10	180	10	180	10	
11	就労継続支援A型		859	43	890	45	1,006	49	966	46	987	47	1,008	48	
12	就労継続支援B型		4,699	275	4,858	287	5,062	290	5,220	290	5,274	293	5,328	296	
13	就労定着支援	人	-	2	-	2	-	2	-	2	-	2	-	3	
14	療養介護	-	-	20	-	18	-	18	-	19	-	19	-	19	

番号	サービス名	単位	実績						見込み						目標値						
			令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		
			時間・日	人数	時間・日	人数	時間・日	人数	時間・日	人数	時間・日	人数	時間・日	人数	時間・日	人数	時間・日	人数	時間・日	人数	
15	短期入所 (福祉型)	日	80	11	72	5	50	7	110	11	110	11	110	11	110	11	110	11	110	11	
16	短期入所 (医療型)	日	0	0	1	1	3	1	3	1	3	1	3	1	3	1	3	1	3	1	
17	共同生活援助 (グループホーム)		-	122	-	125	-	125	-	125	-	125	-	126	-	126	-	127	-	127	
18	施設入所支援		-	131	-	131	-	127	-	127	-	127	-	125	-	125	-	122	-	122	
19	自立生活援助		-	8	-	8	-	4	-	4	-	7	-	7	-	7	-	7	-	7	
20	計画相談支援	人	-	166	-	168	-	145	-	160	-	160	-	161	-	161	-	162	-	162	
21	地域移行支援		-	1	-	1	-	1	-	3	-	3	-	4	-	4	-	5	-	5	
22	地域定着支援		-	4	-	8	-	11	-	11	-	11	-	11	-	11	-	11	-	11	
23	児童発達支援		258	49	285	51	293	47	294	49	300	50	306	51	306	51	306	51	306	51	
24	放課後等 デイサービス事業	日	1,061	144	1,106	142	1,237	160	1,280	160	1,288	161	1,296	162	1,296	162	1,296	162	1,296	162	
25	保育所等訪問支援	日	14	7	8	6	7	7	14	7	16	8	18	9	18	9	18	9	18	9	
26	居宅訪問型 児童発達支援		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	障害児相談支援	人	-	17	-	25	-	31	-	31	-	32	-	33	-	33	-	33	-	33	

# 第6期計画における地域生活支援事業実績（見込み）及び第7期計画目標値一覧表

事業名	単位	実績				見込み				目標		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
1 障害者相談支援事業兼	事業所/年	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
2 障害者基幹相談支援センター等機能強化事業	事業所/年	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3 基幹相談支援センター（障害者基幹相談支援センター等機能強化事業）	事業所/年	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4 成年後見制度利用支援事業	人/年	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
5 手話通訳者派遣事業	回/年	118	93	36	36	82	82	82	82	82	82	82
6 要約筆記者派遣事業	回/年	0	0	0	0	5	5	5	5	5	5	5
7 手話通訳者設置事業	人/年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
8 日常生活用具給付等事業	件/年	1,677	1,688	1,720	1,720	1,726	1,726	1,726	1,726	1,726	1,726	1,726
9 手話奉仕員養成研修事業	人/年	15	15	10	10	15	15	15	15	15	15	15
10 手話奉仕員養成研修事業（ステップアップ研修）	人/年	-	-	-	-	5	5	5	5	5	5	5
11 外出サポート事業		67	61	54	54	67	67	67	67	67	67	67
12 地域活動支援センター事業	人/月	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
13 訪問入浴サービス事業		0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1
14 障害児長期休暇生活サポート事業	人/年	0	0	30	30	30	30	30	30	30	30	30
15 生活サポート事業		0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1
16 日中一時支援事業	人/月	23	9	12	12	23	23	23	23	23	23	23
17 福祉ホーム運営費助成事業		0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1
18 点字奉仕員養成事業		6	5	1	1	4	4	4	4	4	4	4
19 障害者自動車運転免許取得助成事業	人/年	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
20 身体障害者自動車改造費助成事業		0	6	1	1	2	2	2	2	2	2	2
21 巡回支援専門員整備事業	施設	15	14	15	15	15	15	15	15	15	15	15
22 安心生活支援事業（緊急一時的な宿泊）	人/年	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1
23 安心生活支援事業（体験的宿泊）	人/年	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

## 用 語 解 説

### 〈ア行〉

医療的ケア児	人工呼吸器やたんの吸引、胃ろうによる栄養の注入などの医療的な生活支援が日常的に必要な子どものこと。
医療的ケア児等に関するコーディネーター	医療的なケアが必要な障がい児等が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等に対する支援の調整を適切に行う人材。
インクルージョン	「障がいがあっても地域で地域の資源を利用し、市民が包み込んだ共生社会を目指す」という理念。
「親なきあと」の問題	障がい者の保護者が亡くなったり、保護者が高齢その他の理由で支援を続けられなくなったとき、障がい者の生活が成り立たなくなるのではないか、という問題のこと。多くの障がい者やその保護者にとって、非常に切実、かつ切迫した問題。

### 〈カ行〉

共生社会	誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあい、人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型社会のこと。
計画相談支援	障害福祉サービスを適切に利用できるよう、利用するサービスの種類などを定めたサービス等利用計画の作成や見直し、事業者との連絡調整を行う。
工賃	就労継続支援B型事業所等の利用者に対して労働の対価として支払われる金額をいう。
合理的配慮	障がいのある人が日常生活や社会生活を送るうえで妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮のこと。
強度行動障害	食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。

## 〈サ行〉

サービス等利用計画	<p>障がい者等の心身の状況、置かれている環境、障害福祉サービス等の利用に関する意向などを勘案し、利用する障害福祉サービスの種類や内容などを定めた計画。</p> <p>障害福祉サービス等の支給決定方法の見直しにより、平成24年4月1日から、障害福祉サービス等を利用する障がい者等はサービス等利用計画の作成が義務づけられた。</p>
施設外就労	<p>就労系の福祉サービス利用者と施設職員がユニットを組み、企業と請負作業に関する契約を締結し、請け負った作業を当該企業内で行う就労のこと。</p>
児童発達支援センター	<p>子どもたちが定期的に通って療育などの支援を受けることで、自立するのに必要な技能や知識などの習得や、日常生活に必要な基本動作、集団生活に順応していくためのコミュニケーショントレーニングなどを行う施設。</p>
手話通訳者	<p>聴覚障がい者の手話を話し言葉に、聞こえる人の話し言葉を手話に置き換えて伝達する通訳者。</p>
重症心身障がい児者	<p>重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態を重症心身障がいといい、その状態にある子どもを重症心身障がい児という。さらに、成人した重症心身障がい児を含めて重症心身障がい児者と呼ばれる。</p>
障害者虐待防止法	<p>家庭・福祉施設・職場等での障がい者に対する虐待の防止を目的とする法律。養護者・施設職員・職場の上司による身体的・心理的・性的・経済的虐待や放置といった行為が障がい者虐待にあたり、発見した人は市町村や都道府県に通報しなければならない。対応窓口として各地方自治体に市町村障害者虐待防止センターや都道府県障害者権利擁護センターが設置され、市町村は立ち入り調査を行うことができる。平成24年10月施行。</p>
障害者差別解消法	<p>障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置などについて定め、すべての国民が障が</p>

	<p>いの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指した法律。</p> <p>「共生社会」の実現には、日常生活や社会生活で障がい者の活動を制限し、社会参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要。平成28年4月施行。</p>
障害者就業・生活支援センター	<p>障がい者の暮らしや仕事について、総合的な支援を行う機関のこと。日田市では、「大分県社会福祉事業団」が行う「障害者就業・生活支援センターはぎの」がある。</p>
障害者優先調達推進法	<p>障害者就労施設等や在宅で就労する障がい者の経済面での自立を進めるため、国や地方公共団体等が率先して障害者就労施設等からの物品、役務の調達を推進するよう必要な措置を講ずることを定めた法律。平成25年4月施行。</p>
障害福祉サービス	<p>個々の障がいのある人々の支援の必要性や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われるサービス。</p>
ジョブコーチ	<p>知的障がい者や精神障がい者などが職場に適應することを容易にするため、職場で障がい者に必要な支援を行う、または、事業主や職場の同僚に対して、障がい者の職場適應に必要な助言を行う人のこと。</p>
自立支援医療 (精神通院医療)	<p>「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患（てんかんを含む。）を有する人で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある人に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行うもの。</p> <p>精神障がい及び当該精神障がいに起因して生じた病態に対して病院又は診療所に入院しないで行われる医療（通院医療）が対象。</p>
自立支援協議会 (日田市地域自立支援協議会)	<p>地域における障がい者などへの支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。相談支援事業者、サービス事業者及び関係団体等からの参加を求め、市が設置する機関。</p>



	課題別の調査、研究、検討を行うため専門部会（就労・移送部会、住むこと部会、こども部会、相談部会）を設置している。
成年後見制度	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで判断能力が十分でない方を、法律的に支援、援助するための制度。

### 〈タ行〉

地域活動支援センター	障がい者に創作的活動、生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進し、自立した生活を支援する施設のこと。
地域生活支援拠点	障がい者の重度化・高齢化や「親なきあと」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のこと。居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つ。
地域生活支援事業	障害者総合支援法に基づき、地域の特性や利用者の状況に応じ、市町村の判断や創意工夫により実施するサービスのこと。
地域包括ケアシステム	住み慣れた地域や家庭で高齢者や障がい者が可能な限り自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療、介護、予防、生活支援、住まいが一体的に提供される仕組みのこと。

### 〈ナ行〉

日常生活用具給付	在宅障がい者の日常生活がより円滑に行われるために市町村が給付する、盲人用時計、特殊便器、歩行支援用具など。
農福連携	担い手の高齢化や減少が進む農業分野と、障がい者や高齢者の働く場の確保を求める福祉分野での連携のこと。

〈ハ行〉

ハローワーク	国民に安定した雇用機会を確保することを目的として厚生労働省が設置する行政機関のこと。「公共職業安定所」の通称。
福祉的就労	就労移行支援事業所や就労継続支援事業所（A型・B型）などを利用して就労すること。各種設備が整い、支援を行う職員が配置され、障がい者が一緒に働くことができる環境となっている。働いて得られる収入（賃金、工賃）の向上等の課題がある。

〈ラ行〉

リハビリテーション	病気やケガ、加齢など様々な原因によって起こった生活のしづらさや能力低下、その状態を改善し、人間らしく生きる権利の全体的な回復をするためのあらゆる手段のこと。環境に適応するための訓練を行うばかりではなく、社会復帰や地域で自分らしく暮らすために、環境や社会に手を加えることも目的とする。
療育	障がいのある子どもが社会的に自立できるように取り組む治療と教育のこと。「療」は医療、「育」は養育・保育・教育を意味する。

# ○日田市障害福祉計画策定委員会設置要綱

平成18年3月27日

告示第40号

改正 平成20年3月31日告示第64号

平成25年3月29日告示第54号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき、障害者及び障害児に対する福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供を確保することを目的とした日田市障害福祉計画（以下「計画」という。）の策定を行うため、日田市障害福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（平25告示54・一部改正）

(所掌事務)

第2条 策定委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) その他計画の策定に関して必要な事項

(組織)

第3条 策定委員会の委員は、35人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 医療・保健関係者
- (3) 障がい者の代表者
- (4) 障がい者福祉に関する事業に従事する者
- (5) 教育・就労・地域生活等にて障がい者を支援する者
- (6) 関係行政機関の職員

3 策定委員会は、必要に応じ部会を設けることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長等及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 策定委員会の会議は、委員の定数の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要に応じて策定委員会に関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、福祉保健部社会福祉課において処理する。

(平20告示64・一部改正)

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮ってこれを定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日告示第64号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日告示第54号) 抄

## 日田市障害福祉計画策定委員会 委員名簿

(R5.7.1～R8.6.30)

職名	氏名	団体名等	選出区分
	甲 斐 祐 治	大分県済生会日田病院 医療社会事業室 統括室長	医療・保健関係者
	岡 部 スギヨ	日田市身体障害者福祉協議会 会員	障がい者の代表者
	杉 森 恵 子	日田市身体障害者福祉協議会 会員	障がい者の代表者
委員長	橋 本 眞 市	日田市手をつなぐ育成会 会長	障がい者の代表者
	長 尾 安 子	日田市手をつなぐ育成会 会員	障がい者の代表者
	井 知 恵 美	障がい児支援の会ステップ 会長	障がい者の代表者
	永 田 哲 雄	NPO法人日田フレンドワーク 理事長	障がい者福祉に関する事業に 従事する者
	芝 賢 良	障害福祉サービス事業所わごころ 施設長	障がい者福祉に関する事業に 従事する者
副委員長	梶 原 眞 理 子	大分県日田はぎの園 園長	障がい者福祉に関する事業に 従事する者
	三 宮 貴 博	ぴいたあパン 施設長	障がい者福祉に関する事業に 従事する者
	原 田 直	相談支援事業所B e eすけっと 相談支援専門員	障がい者福祉に関する事業に 従事する者
	穴 井 靖 彦	地域生活支援センター・ 相談支援事業所はぎの センター長	障がい者福祉に関する事業に 従事する者
	高 山 耕	日田市民間保育連盟 会長	教育・就労・地域生活等にて 障がい者を支援する者
	菱 川 貴 博	一般社団法人 日田青年会議所 常務理事	教育・就労・地域生活等にて 障がい者を支援する者
	安 永 智 和	社会福祉法人 日田市社会福祉協議会 総務地域福祉課 課長	教育・就労・地域生活等にて 障がい者を支援する者
	荒 川 廣 光	日田市民生委員児童委員協議会 副会長	教育・就労・地域生活等にて 障がい者を支援する者
	萱 野 辰 美	日田公共職業安定所（ハローワーク日田）所長	教育・就労・地域生活等にて 障がい者を支援する者
	小 石 秀 仁	大分県立日田支援学校 校長	教育・就労・地域生活等にて 障がい者を支援する者
	山 田 邦 文	大分県西部保健所 地域福祉室 室長	関係行政機関の職員
	高 倉 保 徳	日田市教育委員会 教育次長	関係行政機関の職員

## 日田市障がい福祉計画及び日田市障がい児福祉計画策定の経過

令和4年11月21日	日田市地域自立支援協議会で障がい福祉計画アンケート内容承認
令和5年1月17日 ～令和5年2月10日	障がい福祉計画・障がい児福祉計画アンケート実施
令和5年7月19日	市町村障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定等に係る調書の提出(県)
令和5年7月24日	市町村障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定に係る県によるヒアリング(大分県庁)
令和5年8月24日	第1回日田市障害福祉計画策定委員会 1) 委嘱状交付及び委員紹介 2) 委員長及び副委員長選出 3) 計画策定の基本的な考え方について 4) 計画策定のスケジュール 5) アンケート調査結果について
令和5年10月24日	第2回日田市障害福祉計画策定委員会 1) 日田市障がい福祉計画(第6期)・日田市障がい児福祉計画(第2期)の実績及び(第7期)・(第3期)の見込量について 2) その他の事業の実施に関する事項 3) 国の定める基本指針による令和5年度の数値目標の設定について
令和5年11月21日	第3回日田市障害福祉計画策定委員会 1) 日田市障がい福祉計画(第7期)・日田市障がい児福祉計画(第3期)の素案について
令和5年12月18日 ～令和6年1月19日	日田市障がい福祉計画(第7期)・日田市障がい児福祉計画(第3期)(案)のパブリックコメント実施
令和6年2月14日	第4回日田市障害福祉計画策定委員会 1) パブリックコメントの結果 2) 日田市障がい福祉計画(第7期)・日田市障がい児福祉計画(第3期)(案)について
令和6年3月	日田市障がい福祉計画(第7期)・日田市障がい児福祉計画(第3期)の市長への提出



日田市障がい福祉計画（第7期計画）

令和6年3月

日田市障がい児福祉計画（第3期計画）

令和6年3月

発行 大分県 日田市

編集 福祉保健部 社会福祉課

〒877-8601

大分県日田市田島2丁目6番1号

電話 0973-22-8290